

(19) 世界知的所有権機関
国際事務局



(43) 国際公開日
2006年4月13日 (13.04.2006)

PCT

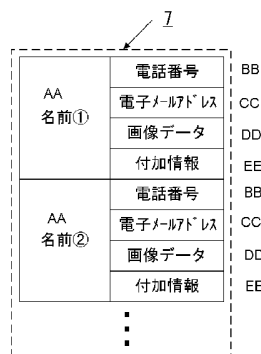
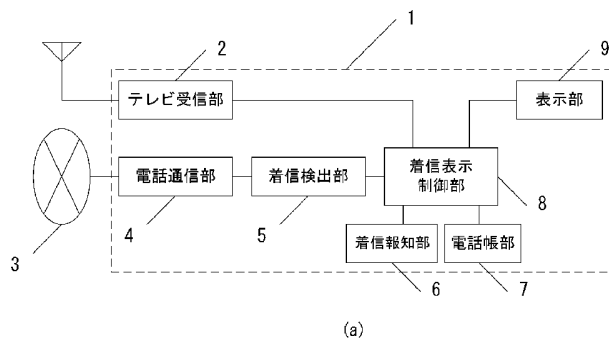
(10) 国際公開番号
WO 2006/038586 A1

- (51) 国際特許分類:
H04M 1/57 (2006.01) H04N 5/445 (2006.01)
H04M 1/00 (2006.01) H04N 7/14 (2006.01)
H04M 11/00 (2006.01)
- (71) 出願人 (米国を除く全ての指定国について): 松下電器産業株式会社 (MATSUSHITA ELECTRIC INDUSTRIAL CO., LTD.) [JP/JP]; 〒5718501 大阪府門真市大字門真1006番地 Osaka (JP).
- (21) 国際出願番号: PCT/JP2005/018288
- (72) 発明者; および
- (22) 国際出願日: 2005年10月3日 (03.10.2005)
- (75) 発明者/出願人 (米国についてのみ): 戸田 俊之 (TODA, Toshiyuki).
- (25) 国際出願の言語: 日本語
- (74) 代理人: 高松 猛, 外 (TAKAMATSU, Takeshi et al.); 〒1076013 東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル13階 栄光特許事務所 Tokyo (JP).
- (26) 国際公開の言語: 日本語
- (30) 優先権データ:
特願2004-291231 2004年10月4日 (04.10.2004) JP
- (81) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の国内保護が可能): AE, AG, AL, AM, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BR,

[続葉有]

(54) Title: TELEPHONE DEVICE

(54) 発明の名称: 電話装置



- 2... TELEVISION RECEPTION UNIT
- 4... TELEPHONE COMMUNICATION UNIT
- 5... CALL ARRIVAL DETECTION UNIT
- 6... CALL ARRIVAL REPORT UNIT
- 7... TELEPHONE BOOK
- 8... CALL ARRIVAL DISPLAY CONTROL UNIT
- 9... DISPLAY UNIT
- AA... NAME
- BB... TELEPHONE NUMBER
- CC... E-MAIL ADDRESS
- DD... IMAGE DATA
- EE... ADDITIONAL INFORMATION

(57) Abstract: In a conventional television reception device, each time a telephone call is made while watching the television, it is reported to interrupt the television viewing. There is provided a telephone device including a telephone book (7) for storing transmitter information for identifying a transmitter as telephone book information; and a call arrival display control unit (8). When a call arrival is detected by a call arrival detection unit (5) while displaying a content of a television broadcast on a display unit (9), the call arrival display control unit (8) compares the transmitter information obtained from the call arrival detection unit (5) to the telephone book information. When the transmitter information is matched with the telephone book information, the content of the television broadcast is displayed simultaneously with the transmitter information or the telephone book information on the display unit (9). When they do not match, no transmitter information or telephone book information is displayed. Thus, when a call is made from a transmitter other than those registered in the telephone book while watching the television, it is possible to prevent display of the call arrival on the television screen.

(57) 要約: 従来のテレビ受信装置では、テレビ視聴中に電話の着信があった場合、すべての着信について着信の報知がなされ、テレビ視聴の中断や割り込みがなされるという課題があった。本発明は、発信者を特定するための発信者情報をあらかじめ電話帳情報として記憶させる電話帳部7と、テレビ放送の内容を表示部9に表示中に着信検出部5により着信を検出した場合、着信検出部5から得られた発信者情報と電話帳情報とを対

比して、発信者情報と電話帳情報とが一致した時には表示部9にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示し、一致しない時には発信者情報または電話帳情報を表示しないよう制御する着信表示制御部8とを

[続葉有]

WO 2006/038586 A1



BW, BY, BZ, CA, CH, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, HR, HU, ID, IL, IN, IS, JP, KE, KG, KM, KP, KR, KZ, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LV, LY, MA, MD, MG, MK, MN, MW, MX, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PG, PH, PL, PT, RO, RU, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, SY, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG, US, UZ, VC, VN, YU, ZA, ZM, ZW.

- (84) 指定国 (表示のない限り、全ての種類の広域保護が可能): ARIPO (BW, GH, GM, KE, LS, MW, MZ, NA, SD, SL, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), ユーラシア (AM, AZ, BY, KG, KZ, MD, RU, TJ, TM), ヨーロッパ (AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HU, IE,

IS, IT, LT, LU, LV, MC, NL, PL, PT, RO, SE, SI, SK, TR), OAPI (BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, ML, MR, NE, SN, TD, TG).

添付公開書類:

- 国際調査報告書
- 請求の範囲の補正の期限前の公開であり、補正書受領の際には再公開される。

2文字コード及び他の略語については、定期発行される各PCTガゼットの巻頭に掲載されている「コードと略語のガイダンスノート」を参照。

明 細 書

電話装置

技術分野

[0001] 本発明はテレビ受信部を備える電話装置に関する。

背景技術

[0002] 従来の電話回線に接続可能なデジタルテレビ受信装置では、テレビの視聴中に電話の着信があった場合、図16(a)に示すように発信者の電話番号をテレビ画面に表示したり、図16(b)に示すように予め発信者の電話番号に対応した発信電話側の名前やニックネームなどの関連情報を入力しておき、発信電話番号を検出した際には、それを自動的に検索してその名前や、番号と名前などを画面の一部に表示する。さらには、図16(c)に示すように関連情報として予め発信電話番号に対応した発信者の顔やイラストなどを入力しておき、発信電話番号を検出した際には、それを自動的に検索してその名前や番号と共に顔などの画像を画面の一部に子画面として表示する。また、図16(d)に示すように着信があった時刻と発信電話番号の履歴を記録し、まとめて画面に表示することもできる。さらに図16(e)はカーソルを表示できるようにして受信装置のリモコンを使ってこのカーソルを動かし、リモコンに発信ボタンなどを設けておき、このボタンを押すことにより、選択した電話番号をダイヤリングするものがある。(例えば、特許文献1)

[0003] 一方、携帯端末に着信があったことをテレビ受信機にて表示するシステムでは、携帯端末に着信があったことを近距離無線通信機能を使用してテレビ受信機に送信して、テレビ受信機側ではスーパーインポーズ回路を使用してテレビ画面に着信情報を表示したり、メールを表示するものがある。(例えば、特許文献2)

特許文献1:特開平10-248058号公報(第4頁、第5頁、図2、図5)

特許文献2:特開2002-359670号公報(第3頁、図4、図5)

発明の開示

発明が解決しようとする課題

[0004] しかしながら、従来のテレビ受信装置では、テレビ視聴中に電話の着信があった場

合、すべての着信について着信の報知がなされ、テレビ視聴の中断や割り込みがなされるという課題があった。また、着信の履歴を表示する場合においても、指示部で使用者からの指示があつて始めて着信の履歴が表示されるという欠点があり、一つのテレビ番組の視聴を終えたときに着信の履歴を自動的に確認することができないという点で不利がある。

[0005] 本発明はこのような課題を解決して、発信者によりテレビ視聴中の着信報知を行う場合と行わない場合とを区別することができ、また、指定されたテレビ番組の視聴の終了後に視聴期間中にあつた着信履歴を視聴していたテレビ番組終了後に自動的に表示することができる電話装置を提供することを目的とする。

課題を解決するための手段

[0006] 上記目的を達成するために、本発明は、テレビ放送を受信するテレビ受信部と、電話通信を行う電話通信部と、電話の着信を検出し電話通信部を介して着信時に得られる発信者を特定するための発信者情報を検出する着信検出部と、発信者を特定するための発信者情報をあらかじめ電話帳情報として記憶する電話帳部と、テレビ受信部で受信したテレビ放送の内容を表示する表示部と、テレビ放送の内容を表示部に表示中に着信検出部により着信を検出した場合、着信検出部から得られた発信者情報と電話帳情報とを対比して、発信者情報と電話帳情報とが一致した時には表示部にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示し、一致しない時には発信者情報または電話帳情報を表示しないよう制御する着信表示制御部とを備えることを特徴としている。

[0007] この構成により、電話帳にあらかじめ登録している発信者以外からの着信がテレビ視聴中にあつた時にテレビ画面に同時に着信が表示されることを防止できるという作用が達成できる。

[0008] また、テレビ放送を受信するテレビ受信部と、電話通信を行う電話通信部と、電話の着信を検出し電話通信部を介して着信時に得られる発信者を特定するための発信者情報を検出する着信検出部と、発信者を特定するための発信者情報をあらかじめ電話帳情報として記憶する電話帳部と、テレビ受信部で受信したテレビ放送の内容を表示する表示部と、テレビ放送の内容を表示部に表示中に着信検出部により着

信を検出した場合にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示部に表示するか否かを電話帳部の電話帳情報毎に設定する着信表示可否情報と、テレビ放送の内容を表示部に表示中に着信検出部により着信を検出した場合、着信検出部から得られた発信者情報と電話帳情報とを対比し、発信者情報と電話帳情報とが一致し、この電話帳情報に設定された着信表示可否情報が可と設定されている時には表示部にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示し、否と設定されている時には発信者情報または電話帳情報を表示しないよう制御する着信表示制御部とを備えることを特徴としている。

[0009] この構成により、電話帳にあらかじめ登録している発信者からの着信であっても、あらかじめ設定された発信者からの着信のみをテレビ画面に同時に表示でき、それ以外の発信者からのテレビ視聴中の着信についてはテレビ画面に同時に着信が表示されることを防止できるという作用が達成できる。

[0010] また、テレビ放送を受信するテレビ受信部と、電話通信を行う電話通信部と、電話の着信を検出し電話通信部を介して着信時に得られる発信者を特定するための発信者情報を検出する着信検出部と、発信者を特定するための発信者情報を個々の発信者情報の少なくとも一つを含むグループとしてあらかじめ電話帳情報として記憶する電話帳部と、テレビ受信部で受信したテレビ放送の内容を表示する表示部と、テレビ放送の内容を表示部に表示中に着信検出部により着信を検出した場合にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示部に表示するか否かを電話帳部のグループ毎に設定する着信表示可否情報と、テレビ放送の内容を表示部に表示中に着信検出部により着信を検出した場合、着信検出部から得られた発信者情報と電話帳情報とを対比して、発信者情報と電話帳情報とが一致し、この電話帳情報に属するグループに設定された着信表示可否情報が可と設定されている時には表示部にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示し、否と設定されている時には発信者情報または電話帳情報を表示しないよう制御する着信表示制御部とを備えることを特徴としている。

[0011] この構成により、あらかじめ設定された発信者からの着信のみをテレビ画面に表示する設定を行うにあたって、指定すべき発信者をグループ分けし、グループ単位でテ

テレビ画面と同時に着信を表示するか否かを設定することができるという作用が達成できる。

[0012] また、テレビ放送を受信するテレビ受信部と、テレビ受信部で受信したテレビ放送の内容を表示する表示部と、少なくともテレビ番組の終了時刻を取得する番組情報取得部と、電話通信を行う電話通信部と、電話の着信を検出し前記電話通信部を介して着信時に得られる発信者を特定するための発信者情報を検出する着信検出部と、発信者を特定するための発信者情報をあらかじめ電話帳情報として記憶する電話帳部と、着信検出部で検出された発信者情報の履歴を記憶する着信履歴記憶部と、現在時刻を取得する時計部と、テレビ番組の終了時刻と時計部から得られる現在時刻とを比較し現在時刻が終了時刻と一致または現在時刻が終了時刻を経過した場合に着信履歴記憶部に記憶された発信者情報の履歴を表示部に表示するよう制御する着信表示制御部とを備えることを特徴としている。

[0013] この構成により、視聴目的のテレビ番組が終了した直後に、テレビ視聴中にあった着信の履歴を知ることができるという作用が達成できる。

[0014] また、テレビ放送を受信するテレビ受信部と、少なくとも視聴中のテレビ番組の種別を取得する番組情報取得部と、電話通信を行う電話通信部と、電話の着信を検出し電話通信部を介して着信時に得られる発信者を特定するための発信者情報を検出する着信検出部と、発信者を特定するための発信者情報をあらかじめ電話帳情報として記憶する電話帳部と、テレビ受信部で受信したテレビ放送の内容を表示する表示部と、テレビ放送の内容を表示部に表示中に着信検出部により着信を検出した場合にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示部に表示するか否かの着信表示可否情報をテレビ番組の種別毎に設定する番組種別着信可否記憶部と、テレビ放送の内容を表示部に表示中に着信検出部により着信を検出した場合、番組情報取得部から得られたテレビ番組の種別と番組種別着信可否記憶部に記憶されたテレビ番組の種別とが一致するものに設定された着信表示可否情報が可と設定されている時にはテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示部に表示し、否と設定されている時には発信者情報または電話帳情報を表示しないよう制御する着信表示制御部とを備えることを特徴としている。

- [0015] この構成により、テレビ番組の種別、いわゆるカテゴリー別にテレビ視聴中の着信をテレビ画面と同時に表示するか否かを設定することができるという作用が達成できる。
- [0016] また、テレビ放送を受信するテレビ受信部と、電話通信を行う電話通信部と、電話の着信を検出し電話通信部を介して着信時に得られる発信者を特定するための発信者情報を検出する着信検出部と、発信者を特定するための発信者情報をあらかじめ電話帳情報として記憶する電話帳部と、テレビ受信部で受信したテレビ放送の内容を表示する表示部と、テレビ番組の視聴を予約するための当該視聴予約の対象となるテレビ番組の少なくとも開始時刻と終了時刻とテレビ放送の内容を表示部に表示中に着信検出部により着信を検出した場合にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示部に表示するか否かを視聴予約の対象となるテレビ番組毎に設定する着信表示可否情報とを記憶する視聴予約部と、現在時刻を取得する時計部と、テレビ放送の内容を表示部に表示中に着信検出部により着信を検出した現在時刻が視聴予約された開始時刻と終了時刻の間にある場合、表示部にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示するか否かを視聴予約部の着信表示可否情報を参照して、この着信表示可否情報が可と設定されている時には表示部にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示し、否と設定されている時には発信者情報または電話帳情報を表示しないよう制御する着信表示制御部とを備えることを特徴としている。

- [0017] この構成により、指定した時刻のテレビ番組の視聴を予約し、設定した時刻に到達した時に自動的にテレビ機能が起動されていないときには起動して予約したチャンネルに合わせ込む視聴予約機能について、予約設定した番組単位でテレビ視聴中の着信を表示するか否かを設定することができるという作用が達成できる。

発明の効果

- [0018] 本発明によれば、電話帳にあらかじめ登録している発信者以外からの着信がテレビ視聴中にあった時にテレビ画面に同時に着信が表示されることを防止できるという効果を奏する。

図面の簡単な説明

- [0019] [図1](a) 本発明の実施例1の電話装置の構成図 (b) 本発明の実施例1の電話帳部

の構成図

[図2]本発明の実施例1の電話装置の動作を示すフローチャート

[図3](a)本発明の実施例1の表示部に表示されるテレビ画面の説明図(b)本発明の実施例1の表示部に表示される着信表示の説明図

[図4](a)本発明の実施例2の電話装置の構成図(b)本発明の実施例2の電話帳部の構成図

[図5]本発明の実施例2の電話装置の動作を示すフローチャート

[図6]本発明の実施例3の電話帳部の構成図

[図7]本発明の実施例4の電話装置の構成図

[図8]本発明の実施例4の電話装置の動作を示すフローチャート

[図9](a)本発明の実施例4の表示部に表示される番組情報表示の説明図(b)本発明の実施例4の表示部に表示される着信履歴表示の説明図

[図10](a)本発明の実施例4の表示部に表示される電子メールの履歴選択の説明図(b)本発明の実施例4の表示部に表示される電話着信の履歴選択の説明図

[図11](a)本発明の実施例5の電話装置の構成図(b)本発明の実施例5の電話帳部の構成図

[図12]本発明の実施例5の電話装置の動作を示すフローチャート

[図13](a)本発明の実施例6の電話装置の構成図(b)本発明の実施例6の電話帳部の構成図

[図14]本発明の実施例6の電話装置の動作を示すフローチャート

[図15](a)本発明の実施例6の表示部に表示される着信表示の説明図(b)本発明の実施例6の表示部に表示される電子メール返信画面の説明図

[図16](a)従来のデジタル放送受信装置の発信者電話番号表示の説明図(b)従来のデジタル放送受信装置の発信者名表示の説明図(c)従来のデジタル放送受信装置の発信者画像表示の説明図(d)従来のデジタル放送受信装置の着信履歴表示の説明図(e)従来のデジタル放送受信装置の着信履歴カーソル表示の説明図

符号の説明

[0020] 2 テレビ受信部

- 4 電話通信部
- 5 着信検出部
- 7 電話帳部
- 8 着信表示制御部
- 9 表示部
- 13 着信表示可否情報
- 15 番組情報取得部
- 16 着信履歴記憶部
- 17 時計部
- 20 番組種別着信可否記憶部
- 21 視聴予約部
- 22 着信表示可否情報

発明を実施するための最良の形態

[0021] 本発明においては、テレビ放送を受信するテレビ受信部と、電話通信を行う電話通信部と、電話の着信を検出し電話通信部を介して着信時に得られる発信者を特定するための発信者情報を検出する着信検出部と、発信者を特定するための発信者情報をあらかじめ電話帳情報として記憶する電話帳部と、テレビ受信部で受信したテレビ放送の内容を表示する表示部と、テレビ放送の内容を表示部に表示中に着信検出部により着信を検出した場合、着信検出部から得られた発信者情報と電話帳情報とを対比して、発信者情報と電話帳情報とが一致した時には表示部にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示し、一致しない時には発信者情報または電話帳情報を表示しないよう制御する着信表示制御部とを備える構成を有する。

[0022] これにより、電話帳にあらかじめ登録している発信者以外からの着信がテレビ視聴中にあった時にテレビ画面に同時に着信が表示されることを防止できるという効果を奏する。

[0023] また、テレビ放送を受信するテレビ受信部と、電話通信を行う電話通信部と、電話の着信を検出し電話通信部を介して着信時に得られる発信者を特定するための発

信者情報を検出する着信検出部と、発信者を特定するための発信者情報をあらかじめ電話帳情報として記憶する電話帳部と、テレビ受信部で受信したテレビ放送の内容を表示する表示部と、テレビ放送の内容を表示部に表示中に着信検出部により着信を検出した場合にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示部に表示するか否かを電話帳部の電話帳情報毎に設定する着信表示可否情報と、テレビ放送の内容を表示部に表示中に着信検出部により着信を検出した場合、着信検出部から得られた発信者情報と電話帳情報とを対比し、発信者情報と電話帳情報とが一致し、この電話帳情報に設定された着信表示可否情報が可と設定されている時には表示部にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示し、否と設定されている時には発信者情報または電話帳情報を表示しないよう制御する着信表示制御部とを備える構成を有する。

[0024] これにより、電話帳にあらかじめ登録している発信者からの着信であっても、あらかじめ設定された発信者からの着信のみを表示でき、それ以外の発信者からのテレビ視聴中の着信についてはテレビ画面に同時に着信が表示されることを防止できるという効果を奏する。

[0025] また、テレビ放送を受信するテレビ受信部と、電話通信を行う電話通信部と、電話の着信を検出し電話通信部を介して着信時に得られる発信者を特定するための発信者情報を検出する着信検出部と、発信者を特定するための発信者情報を個々の発信者情報の少なくとも一つを含むグループとしてあらかじめ電話帳情報として記憶する電話帳部と、テレビ受信部で受信したテレビ放送の内容を表示する表示部と、テレビ放送の内容を表示部に表示中に着信検出部により着信を検出した場合にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示部に表示するか否かを電話帳部のグループ毎に設定する着信表示可否情報と、テレビ放送の内容を表示部に表示中に着信検出部により着信を検出した場合、着信検出部から得られた発信者情報と電話帳情報とを対比して、発信者情報と電話帳情報とが一致し、この電話帳情報に属するグループに設定された着信表示可否情報が可と設定されている時には表示部にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示し、否と設定されている時には発信者情報または電話帳情報を表示しないよう制御する

着信表示制御部とを備える構成を有する。

- [0026] これにより、あらかじめ設定された発信者からの着信のみをテレビ画面に表示する設定を行うにあたって、指定すべき発信者をグループ分けし、グループ単位でテレビ画面と同時に着信を表示するか否かを設定することができるという効果を奏する。
- [0027] また、テレビ放送を受信するテレビ受信部と、少なくともテレビ番組の終了時刻を取得する番組情報取得部と、電話通信を行う電話通信部と、電話の着信を検出し前記電話通信部を介して着信時に得られる発信者を特定するための発信者情報を検出する着信検出部と、発信者を特定するための発信者情報をあらかじめ電話帳情報として記憶する電話帳部と、着信検出部で検出された発信者情報の履歴を記憶する着信履歴記憶部と、現在時刻を取得する時計部と、テレビ番組の終了時刻と時計部から得られる現在時刻とを比較し現在時刻が終了時刻と一致または現在時刻が終了時刻を経過した場合に着信履歴記憶部に記憶された発信者情報の履歴を表示部に表示するよう制御する着信表示制御部とを備える構成を有する。
- [0028] これにより、視聴目的のテレビ番組が終了した直後に、テレビ視聴中にあった着信の履歴を知ることができるという効果を奏する。
- [0029] また、番組情報取得部は少なくともテレビ番組の開示時刻と終了時刻とを取得し、着信表示制御部はテレビ番組の終了時刻と時計部から得られる現在時刻とを比較し現在時刻が終了時刻と一致または現在時刻が終了時刻を経過した場合に着信履歴記憶部に記憶されたテレビ番組の開始時刻から終了時刻の間の着信検出部で検出された発信者情報の履歴を表示部に表示するよう制御する構成を有する。
- [0030] これにより、視聴目的のテレビ番組が終了した直後に、テレビ視聴中にあった着信の履歴を知ることができると共にその履歴の内容を一つのテレビ番組の視聴時間中にあったものだけに絞り込むことができるという効果を奏する。
- [0031] また、着信表示制御部は使用者により選択された一つのテレビ番組の視聴時間があらかじめ定められた時間以上に連続して視聴が継続した場合にテレビ番組の終了時刻と時計部から得られる現在時刻とを比較し現在時刻が終了時刻と一致または現在時刻が終了時刻を経過した時に着信履歴記憶部に記憶されたテレビ番組の開始時刻から終了時刻の間の着信検出部で検出された発信者情報の履歴を前記表示

部に表示するよう制御する構成を有する。

[0032] これにより、視聴目的のテレビ番組が終了した直後に、着信の履歴を表示する場合に、短時間でテレビのチャンネルを切り替えた場合、いわゆるザッピングを行った場合において、不要な着信履歴の表示が行われることを防止できるという効果を奏する。

[0033] また、着信表示制御部は発信者情報の履歴を表示する場合に電話の着信と電子メールの着信とを混在して表示し、使用者の指示により一つの発信者情報を選択可能にし、電話の着信を選択し確定した時には発信者情報に基づく電話の発信処理を行い、電子メールの着信を選択し確定した時には発信者情報に基づく電子メールへの返信処理を行うよう制御する構成を有する。

[0034] これにより、着信の履歴が表示された時、電話の着信または電子メールの着信に対して、着信履歴中の所望の発信者に対する、応答動作が容易に行えるという効果を奏する。

[0035] また、テレビ放送を受信するテレビ受信部と、少なくとも視聴中のテレビ番組の種別を取得する番組情報取得部と、電話通信を行う電話通信部と、電話の着信を検出し電話通信部を介して着信時に得られる発信者を特定するための発信者情報を検出する着信検出部と、発信者を特定するための発信者情報をあらかじめ電話帳情報として記憶する電話帳部と、テレビ受信部で受信したテレビ放送の内容を表示する表示部と、テレビ放送の内容を表示部に表示中に着信検出部により着信を検出した場合にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示部に表示するか否かの着信表示可否情報をテレビ番組の種別毎に設定する番組種別着信可否記憶部と、テレビ放送の内容を表示部に表示中に着信検出部により着信を検出した場合、番組情報取得部から得られたテレビ番組の種別と番組種別着信可否記憶部に記憶されたテレビ番組の種別とが一致するものに設定された着信表示可否情報が可と設定されている時にはテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示部に表示し、否と設定されている時には発信者情報または電話帳情報を表示しないよう制御する着信表示制御部とを備える構成を有する。

[0036] これにより、テレビ番組の種別、いわゆるカテゴリー別にテレビ視聴中の着信を表示

するか否かを設定することができるという効果を奏する。

[0037] また、番組情報取得部は少なくともテレビ番組の番組名を取得し、番組名に基づいてテレビ番組の種別を特定するよう制御する構成を有する。

[0038] これにより、テレビ番組の種別、いわゆるカテゴリー情報が取得できない場合においても、テレビ番組名からカテゴリーを特定することができ、テレビ番組の種別、いわゆるカテゴリー別にテレビ視聴中の着信を表示するか否かを設定することができるという効果を奏する。

[0039] また、テレビ放送を受信するテレビ受信部と、電話通信を行う電話通信部と、電話の着信を検出し電話通信部を介して着信時に得られる発信者を特定するための発信者情報を検出する着信検出部と、発信者を特定するための発信者情報をあらかじめ電話帳情報として記憶する電話帳部と、テレビ受信部で受信したテレビ放送の内容を表示する表示部と、テレビ番組の視聴を予約するための当該視聴予約の対象となるテレビ番組の少なくとも開始時刻と終了時刻とテレビ放送の内容を表示部に表示中に着信検出部により着信を検出した場合にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示部に表示するか否かを視聴予約の対象となるテレビ番組毎に設定する着信表示可否情報とを記憶する視聴予約部と、現在時刻を取得する時計部と、テレビ放送の内容を表示部に表示中に着信検出部により着信を検出した現在時刻が視聴予約された開始時刻と終了時刻の間にある場合、表示部にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示するか否かを視聴予約部の着信表示可否情報を参照して、この着信表示可否情報が可と設定されている時には表示部にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示し、否と設定されている時には発信者情報または電話帳情報を表示しないよう制御する着信表示制御部とを備える構成を有する。

[0040] これにより、指定した時刻のテレビ番組の視聴を予約し、設定した時刻に到達した時に自動的にテレビ機能が起動されていないときには起動して予約したチャンネルに合わせ込む視聴予約機能について、予約設定した番組単位でテレビ視聴中の着信を表示するか否かを設定することができるという効果を奏する。

[0041] また、着信表示制御部は表示する発信者情報または電話帳情報が電子メールの

着信に基づくものである場合、着信表示可否情報により表示部にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示すると判断された時に当該電子メールの発信者情報または電話帳情報に加えて、当該電子メールの本文の冒頭からあらかじめ定められた文字数分を表示するよう制御する構成を有する。

[0042] これにより、テレビ視聴中に電子メールの着信があった場合に、テレビ画面と同時に電子メールの内容を表示するにあたり、テレビ画面への表示の影響をなるべく小さくしながら、電子メールの内容も着信時点で確認することができるという効果を奏する。

[0043] また、着信表示制御部は表示する発信者情報または電話帳情報が電子メールの着信に基づくものである場合、発信者情報または電話帳情報の表示中に使用者の指示により表示中の発信者情報または電話帳情報への当該電子メールの返信処理を行うよう制御する電子メール返信指示部を備える構成を有する。

[0044] これにより、テレビ視聴中に電子メールの着信が表示された場合に、必要に応じて使用者によって電子メールの返信処理が即座に行えるという効果を奏する。

実施例 1

[0045] 以下、本発明の実施例1における電話装置について、図面を参照しながら説明する。

[0046] 図1(a)は実施例1の電話装置における内部の構成図である。電話装置本体1に有線、無線を問わずまたアナログ信号、デジタル信号を問わないテレビ放送を受信するテレビ受信部2と、有線、無線を問わずまたアナログ、デジタルを問わず、また回線接続、回線共有(パケット通信、IP(Internet Protocol)通信網)を問わない公衆回線3に接続され、電話の通話や電子メールの送受等を行う電話通信部4と、電話や電子メールの着信を検出して電話通信部を介して着信時に得られる発信者を特定するための発信者情報、たとえば、電話番号や電子メールアドレス、IPアドレス、発信者の名前や名称を示す文字コードや文字コード列等を検出する着信検出部5と、着信検出部5によって着信が検出された時にLED(Light Emitting Diode)等による光やスピーカー、有線・無線を問わず外部に接続されたイヤホンやヘッドホン等による音響・音声、モーター・圧電振動子による振動によって着信を報知する着信報知部6と、発

信者情報をあらかじめ電話帳情報として記憶する電話帳部7と、液晶やEL(Electro Luminescence)などで構成された表示部9にテレビ放送の内容を表示し、その表示中に着信検出部5により着信を検出した場合、着信検出部5から得られた発信者情報と電話帳情報とを対比して、発信者情報と電話帳情報とが一致した時には表示部9にテレビ放送の内容と発信者情報または電話帳情報とを同時に表示し、一致しない時には発信者情報または電話帳情報を表示しないよう制御する着信表示制御部8とを備えている。

[0047] 図1(b)は電話帳部7の内容を示すメモリブロック図である。電話帳部7には登録すべき人の名前や会社等の名称を登録し、その名前等に対応する電話番号や電子メールアドレス、顔の写真等の画像データやIPアドレス等その他の関連する情報を記憶可能としている。

[0048] 図2には本発明の実施例1における電話装置の動作フローを表したフローチャートを示している。着信検出部5で着信が検出されると(S1)、着信表示制御部8によってテレビの視聴中であるかどうか判断され、視聴中でないと判断された場合(S2のいいえ)、着信報知部6によって光の点灯や点滅、スピーカー、有線・無線を問わず外部に接続されたイヤホンやヘッドホン等による音声や音響、モーター等の振動素子による振動によって着信が報知される(S3)。視聴中であると判断された場合(S2のはい)、発信者情報が送られてこない着信、つまり電話の着信である場合には発信者が自局の電話番号等の発信者情報を送信しない設定にしている等の場合(S4のいいえ)もS3と同様の動作をする。発信者情報が送られてくる着信の場合(S4のはい)には、発信者情報に基づいて電話帳部7に登録されている電話番号や電子メールアドレスやIPアドレス等の発信者情報の有無を検索して(S5)、無ければ(S6のいいえ)上記、S3と同じ動作を行う。なお、このときの着信報知に関しては着信報知部6を表示部9とは異なる液晶等の表示手段による副表示部を設けて、これに発信者の電話番号や電子メールアドレスやIPアドレス等の発信者情報、電話帳情報である発信者に対応する名前や名称、画像やその他の付加情報を表示することも可能である。また、この副表示部への表示は、前記の(S2)の判断にかかわらず、いかなる場合でも表示する構成にすることも可能である。

- [0049] また、着信報知部6を通信手段とし、着信があったことを他機に対して送信をし、そこに発信者の電話番号や電子メールアドレスやIPアドレス等の発信者情報、電話帳情報である発信者に対応する名前や名称、画像やその他の付加情報を重畳して送信することも可能である。次に、電話帳部7に登録されている発信者情報であれば(S6のはい)、視聴中のテレビ画面と同時に発信者情報またはこの発信者情報に対応する電話帳情報に基づく着信の表示を表示部9に対して行う(S7)。
- [0050] 図3はその表示の形態の一例で、図3(a)は表示部9に表示されているテレビ画面10であり、S7の着信動作を行った表示状態を図3(b)に示している。この例では電話の着信を着信表示窓11に発信者の電話番号と電話帳情報として記憶されていた発信者名とを表示している。
- [0051] なお、本発明でいうテレビ画面とはテレビ受信部2で受信される動画や静止画だけでなく、データ放送のようなテキストデータや画像データの表示も含む。
- [0052] また、表示部9へのテレビ画面と着信表示窓11との同時表示の形態としては、重ね合わせのほか、半透過表示(着信表示窓11と重なるテレビ画面の領域において、テレビ画面の輝度を下げた上で着信表示窓11を重ねてテレビ画面が透過するように表示)やテレビ画面を縦方向または横方向、または対角線方向に縮小表示して、着信表示窓11とテレビ画面とが重ならないように表示部9にテレビ画面と同時に表示することも可能である。また、着信表示窓11の領域を区切ることなく、文字情報やアイコン、画像情報をスーパーインポーズによってテレビ画面上に表示することも可能である。
- [0053] さらに、表示する文字数が多い場合には表示すべき発信者名や電子メールアドレス、電子メールの題名などの文字を動かす表示、つまりスクロール表示を行うことも可能である。この着信が電子メールの着信である場合には、電子メールのアドレスや電話帳情報として登録されている名前・名称や題名(サブジェクト)のいずれかを組み合わせ表示することも可能である。また、電子メールの本文の冒頭からあらかじめ定めた(使用者による設定も含む)文字数分を表示することも可能である。
- [0054] また、このように表示された着信表示窓11について、これを消すタイミングとしてはあらかじめ定めた時間(使用者による設定を含む)表示されたら(S8のはい)、これを

消去して(S9)元のテレビ画面の表示(図3(a)のような)に戻す。なお、一定時間の経過を待つのではなく、着信表示がなされたことを確認するために使用者によるボタンの押下によるなど、使用者の指示があったときに表示を消去する構成も可能である。

[0055] なお、前記のS3、つまり発信者情報が送られてこない着信の場合の着信報知についてはこれを省略することも可能であり、この場合はテレビ視聴中に電話帳部7に登録されていない発信者からの着信があった場合には着信が報知されない。

[0056] 以上のように構成した本発明の実施例1における電話装置においては、電話帳部7にあらかじめ登録している発信者以外からの着信がテレビ視聴中にあった時にはテレビ画面に同時に着信が表示されることを防止でき、テレビの視聴に集中できると共に電話帳部7にあらかじめ登録している発信者は既知の発信者であることから、既知の発信者からの着信をテレビ画面と同時に表示できるという効果を奏する。

[0057] また、テレビ視聴中に電子メールの着信があった場合に、テレビ画面と同時に電子メールの内容を表示するにあたり、テレビ画面への表示の影響をなるべく小さくしながら、電子メールの内容も着信時点で確認することができるという効果を奏する。

実施例 2

[0058] 以下、本発明の実施例2における電話装置について、図面を参照しながら説明する。

[0059] 図4(a)は実施例2の電話装置における内部の構成図である。(なお、実施例1と同様の構成を有する部分については、同一符号を付してその説明を省略する。)

[0060] 図4の電話装置において、実施例1と相違する点は電話帳部7に各電話帳情報の各人毎に着信表示可否情報13を加え、この着信表示可否情報13を設定するための操作部12を設けた点である。電話帳部7に設定される着信表示可否情報13は、電話帳部7に登録される各登録者名毎、または電話番号や電子メールアドレスなどの発信者を特定するための発信者情報毎に操作部12を用いて使用者によって設定されるものである。例えばこの情報に1ビットを割り当て、「1」を設定したときには、当該発信者または当該発信者情報に一致する発信者から、テレビ視聴中に着信があったときには着信を表示することを「可」として、「0」を設定したときには「否」と意味づ

けることとすることができる。

[0061] 図5には本発明の実施例2における電話装置の動作フローを表したフローチャートを示している。(なお、実施例2と同様の構成を有する部分については、同一符号を付してその説明を省略する。)

[0062] 図5の電話装置の動作フローを表したフローチャートにおいて、実施例1と相違する点は電話帳部7に該当する発信者情報があると判断した(S6のはい)後に、着信表示可否情報13の内容を確認するステップ(S10)を加えた点である。着信表示可否情報13が「否:0」と設定されていれば(S10のいいえ)、実施例1と同様の着信報知の処理(S3)を行い、「可:1」と設定されていれば(S10のはい)、実施例1と同様の着信表示の処理(S7)を行う。

[0063] 以上のように構成した本発明の実施例2における電話装置においては、電話帳にあらかじめ登録している発信者からの着信であっても、あらかじめ設定された発信者からの着信のみを表示でき、それ以外の発信者からのテレビ視聴中の着信についてはテレビ画面と同時に着信が表示されることを防止できるという効果を奏する。

実施例 3

[0064] 以下、本発明の実施例3における電話装置について、図面を参照しながら説明する。

[0065] 図6は実施例3の電話装置における電話帳部7のメモリブロック図である。

[0066] 図6の電話装置において、実施例2と相違する点は電話帳部7において、発信者を特定するための発信者情報を個々の発信者情報の少なくとも一つを含むグループ14としてあらかじめ電話帳情報として記憶させ、このグループ単位でテレビ視聴中の着信の可否を設定する着信表示可否情報13を設定した点である。

[0067] 本実施例の電話装置の動作フローを表したフローチャートについては実施例2で説明した図5と同様である。異なるのは着信表示可否情報13の内容を確認するステップ(S10)である。グループ14に設定された着信表示可否情報13が「否」と設定されていれば(S10のいいえ)、実施例1または2と同様の着信報知の処理(S3)を行い、「可」と設定されていれば(S10のはい)、実施例1または2と同様の着信表示の処理(S7)を行う。

[0068] なお、このグループとしてまとめる構成については、電話帳部7の中のすべての電話番号を一つのグループとし、また、すべての電子メールアドレスを別の一つのグループとし、それぞれに着信表示可否情報を付加することも可能である。このような構成にすることによって、テレビ視聴中に電話の着信があったときの着信表示の可否の設定や、電子メールの着信があったときのテレビ視聴中の着信表示の可否の設定を行うことも可能となり、例えば、電子メールの着信があった場合には、視聴中のテレビ画面と同時に発信者情報またはこの発信者情報に対応する電話帳情報に基づく着信の表示を表示部に対して行い、電話の着信があった場合には、着信の表示を行わないよう構成することも可能である。

[0069] また、グループによる分類の他、着信すべき発信者の重要度に応じた順位付けを行い、各発信者情報を順位分けして、順位毎にテレビ視聴中に着信があったときの着信表示の可否の設定を行うことも可能となる。

[0070] 以上のように構成した本発明の実施例3における電話装置においては、あらかじめ設定された発信者のみの着信をテレビ画面に表示する設定を行うにあたって、指定すべき発信者をグループ分けし、グループ単位でテレビ画面に着信をテレビ画面と同時に表示するか否かを設定することができるという効果を奏する。

実施例 4

[0071] 以下、本発明の実施例4における電話装置について、図面を参照しながら説明する。

[0072] 図7は実施例4の電話装置における内部の構成図である。(なお、実施例1～3と同様の構成を有する部分については、同一符号を付してその説明を省略する。)

[0073] 図7の電話装置において、実施例1～3と相違する点は受信するテレビ番組に関する情報を取得する番組情報取得部15を設けた点で、番組情報とは例えば番組名や放送チャンネル、番組放送年月日や放送開始時刻、放送終了時刻、番組の種別や番組の概要説明等の情報で、例えばEPG(Electric Program Guide)情報を含んでおり、これらの番組情報はテレビ受信部2で受信された信号に重畳されたデータから得る情報や、別途インターネットなどの無線、有線を問わない通信手段によって得られる情報や、IrDAやRF-IDによって得られる情報や、使用者による入力によるものや、バーコードで表現されたものをカメラ等の撮像手段によって取得し、解

読し得られた情報を含む。また、着信検出部5で得られた着信時の発信者情報の履歴を記憶する着信履歴記憶部16も新たに設けている。ここに記憶される発信者情報には現在時刻を保持している時計部17から得られる着信時刻も発信者情報と共に記憶される。なお、時計部17が現在時刻を取得する手段としては、自らが時計として現在時刻を計時する機能のものだけではなく、GPS(Global Positioning System)衛星などから取得するものやインターネットなどのネットワークを通じて取得するもの、標準時の放送電波から取得するもの、携帯電話の基地局から取得するものなどから構成することも可能である。

[0074] 図8には本発明の実施例4における電話装置の動作フローを表したフローチャートを示している。テレビ受信部2を起動してテレビ視聴を開始すると(S11)、テレビ放送に重畳されてくる現在視聴中のテレビ番組の終了時刻を番組情報取得部15で取得する(S12)。なお、テレビ番組の終了時刻を取得する手段はこれに限られるものではなく前記の通りさまざまな取得手段がある。次に電話の着信があると(S13のはい)、着信履歴記憶部16に時計部17で得られる現在時刻と着信検出部5から得られる発信者情報とを記録する(S14)。なお、記録する発信者情報、つまり着信履歴についてはテレビ視聴開始前のもも含む構成とすることも可能である。また、このとき着信報知部6による着信の報知を視聴中のテレビ番組の開始時刻から終了時刻まで停止することも可能であるし、停止しない構成とすることも可能である。時計部17の現在時刻と番組情報取得部15で得られた視聴中のテレビ番組の終了時刻を比較し、現在時刻と終了時刻とが一致するか、現在時刻が終了時刻を過ぎていることを検出すると(S15のはい)、表示部9に着信履歴記憶部16に記憶されている着信履歴を表示する(S16)。

[0075] なお、着信履歴を表示すると共にその表示が行われたことをLED等による光やスピーカー等による音響、音声やモーター、圧電振動子による振動によって報知することも可能である。

[0076] 図9はその表示の形態の一例で、図9(a)は表示部9に表示されているテレビ画面10であり、番組情報がテレビ画面に重畳して番組情報表示窓18に表示されている。S16の着信履歴を表示した状態を図9(b)に示している。この例では電話の着信と電

子メールの着信を時系列に混在し表示している。なお、この表示に関しては電話の着信と電子メールの着信とを分けて表示をする構成も可能であり、また、テレビ画面を消去して着信履歴を表示したり、テレビ画面を消去せずに重畳して表示することも可能である。さらに、半透過表示(着信履歴表示窓19と重なるテレビ画面の領域において、テレビ画面の輝度を下げた上で着信履歴表示窓19を重ねてテレビ画面が透過するように表示)やテレビ画面を縦方向または横方向、または対角線方向に縮小表示して、着信履歴表示窓19とテレビ画面とが重ならないように表示部9に同時に表示することも可能である。また、着信履歴表示窓19の領域を区切ることなく、文字情報をスーパーインポーズによってテレビ画面上に表示することも可能である。

[0077] また、図10(a)に示すように着信履歴の発信者情報を選択可能にして表示をし、着信履歴の一つの電話番号や電子メールアドレスなどの発信者情報に対してボタンの押下などによりカーソルを移動させ、所望の発信者情報、例えば電話の着信である場合には電話番号を選択しボタンの押下などにより選択を確定した時にはこの電話番号に対する発信処理を行い、図10(b)に示すように、電子メールの着信を選択し確定した時にはこの電子メールアドレスへの返信処理を行うよう着信表示制御部8で制御する構成とすることも可能である。

[0078] なお、S16で表示される着信履歴については、番組情報取得部15で番組の開示時刻を取得し、視聴していた番組の開始時刻から終了時刻までに発生した着信履歴に限定することも可能である。

[0079] また、S11のステップからS12のステップに移る条件として、使用者により選択されたある一つのテレビ番組の視聴時間があらかじめ定められた時間(使用者による設定を行うものも含む)以上に連続して視聴が継続したことを条件とする、つまりあらかじめ定められた時間より短い時間でチャンネルを変更した場合やチャンネルを移行してあらかじめ定められた時間より短い時間しか経っていない場合においては、たとえ番組の終了時刻に到達しても着信履歴を表示しない構成も可能である。

[0080] また、番組終了時刻に達した時の着信履歴表示に関して、表示部9への表示ではなく、表示部9以外の液晶やELなどで構成された副表示部を設けて、これに表示することも可能である。

[0081] 以上のように構成した本発明の実施例4における電話装置においては、視聴目的のテレビ番組が終了した直後に、テレビ視聴中にあった着信の履歴を知ることができるという効果を奏する。また、視聴目的のテレビ番組が終了した直後に、テレビ視聴中にあった着信の履歴を知ることができると共にその履歴の内容を一つのテレビ番組の視聴時間中にあったものだけに絞り込むことができるという効果を奏する。また、視聴目的のテレビ番組が終了した直後に、着信の履歴を表示する場合に、短時間でテレビのチャンネルを切り替えた場合、いわゆるザッピングを行った場合において、不要な着信履歴の表示が行われることを防止できるという効果を奏する。また、着信の履歴が表示された時、電話の着信または電子メールの着信に対して、所望の発信相手に対する、応答動作が容易に行えるという効果を奏する。

実施例 5

- [0082] 以下、本発明の実施例5における電話装置について、図面を参照しながら説明する。
- [0083] 図11(a)は実施例5の電話装置における内部の構成図である。(なお、実施例1～4と同様の構成を有する部分については、同一符号を付してその説明を省略する。)
- [0084] 図11(a)の電話装置において、実施例1～4と相違する点はテレビ番組の種別毎に着信の報知の可否を記憶する番組種別着信可否記憶部20を設けた点である。
- [0085] 図11(b)は番組種別着信可否記憶部20のメモリブロックを示しており、番組情報取得部15から得られるテレビ番組の種別、いわゆるカテゴリー毎にテレビ視聴中の着信を表示するか否かを設定、記憶するものである。例えばこの情報に1ビットを割り当て、「1」を設定したときには、当該発信者または当該発信者情報に一致する発信者から、テレビ視聴中に着信があったときには着信を表示することを「可」として、「0」を設定したときには「否」と意味づけることとすることができる。
- [0086] 図12には本発明の実施例5における電話装置の動作フローを表したフローチャートを示している。テレビ受信部2を起動してテレビ視聴を開始すると(S19)、テレビ放送に重畳されてくる現在視聴中のテレビ番組の終了時刻を番組情報取得部15で取得する(S20)。また、次に番組情報取得部15によって視聴中のテレビ番組の番組種別、いわゆるカテゴリー情報を取得する(S21)。次に電話の着信を監視し、着信が無い場合は(S22のいいえ)次に番組終了時刻か否かを判断し、終了時刻に達してい

ると(S23のはい)再度、テレビの視聴開始状態に戻る(S19)。一方、電話の着信があった場合(S22のはい)番組情報取得部15で得られた現在視聴中のテレビ番組の番組種別情報と番組種別着信可否記憶部20に記憶されている番組種別を対比、検索し、一致した番組種別があった場合に、その番組種別に設定された着信表示可否情報を参照し、表示「可」と設定されていた場合には(S24のはい)、実施例1で説明したS7の着信表示を行う(S25)。「否」と設定されていた場合には(S24のいいえ)、再度、着信を待つこととなる。

- [0087] 着信表示の消去のタイミングについては実施例1で説明した図3のS8、S9と同様の処理を行う。
- [0088] なお、視聴中のテレビ番組の番組種別情報については番組情報取得部15で取得できない場合がある。このときのために、番組名から番組種別を識別するための対比情報を番組情報取得部15に保持させることも可能である。対比情報の例として、番組種別「映画」に対しては、「シネマ」、「スクリーン」、「ロードショー」を番組名に含むものと定義し、番組種別「スポーツ」に関しては「野球」、「ベースボール」、「サッカー」、「テニス」、「ゴルフ」、「相撲」などを設定し、番組情報取得部15にて番組種別を取得するS21のステップで番組名を取得して、前記対比情報を用いて番組種別を識別し、S22以降のステップを実行する構成も可能である。
- [0089] 以上のように構成した本発明の実施例5における電話装置においては、テレビ番組の種別、いわゆるカテゴリー情報が取得できない場合においても、テレビ番組名からカテゴリーを特定することができ、テレビ番組の種別、いわゆるカテゴリー別にテレビ視聴中の着信を表示するか否かを設定することができるという効果を奏する。また、テレビ番組の種別、いわゆるカテゴリー情報が取得できない場合においても、テレビ番組名からカテゴリーを特定することができ、テレビ番組の種別、いわゆるカテゴリー別にテレビ視聴中の着信を表示するか否かを設定することができるという効果を奏する。

実施例 6

- [0090] 以下、本発明の実施例6における電話装置について、図面を参照しながら説明する。
- [0091] 図13(a)は実施例6の電話装置における内部の構成図である。(なお、実施例1～

5と同様の構成を有する部分については、同一符号を付してその説明を省略する。)

[0092] 図13(a)の電話装置において、実施例1～5と相違する点は指定した時刻のテレビ番組の視聴を予約し、設定した時刻に到達した時に自動的にテレビ機能が起動されていないときには起動して予約したチャンネルに合わせ込む視聴予約部21を設けた点である。

[0093] 図13(b)は視聴予約部21のメモリブロック図である。一つの番組の視聴予約の情報である番組の開始時刻、終了時刻、チャンネル番号、その他番組名や番組の概要の情報である付加情報が一対になって一件の視聴予約情報として記憶されており、一件の視聴予約情報に対して、着信表示可否情報22が設定される。例えばこの情報に1ビットを割り当て、「1」を設定したときには、当該視聴予約された番組の視聴中に着信があったときには着信を表示することを「可」として、「0」を設定したときには「否」と意味づけることとすることができる。

[0094] 図14には本発明の実施例6における電話装置の動作フローを表したフローチャートを示している。実施例5で説明した図12とはS28とS29が異なる。時計部17で取得した現在時刻と視聴予約部21に設定された視聴予約された番組の開始時刻になった場合、テレビ受信部2が起動していないときには起動をし、視聴予約された番組のチャンネルに合わせ込みテレビ画面を表示部に表示する(S28)。以降は実施例5で説明した図12の説明と同様であるが、異なるのはS24における着信の可否判断のステップで、視聴予約部21に設定された当該視聴予約をされた番組の着信表示可否情報22の設定を参照して、着信表示の可否を判断する(S24)点である。また、番組終了時間の到達の有無を判断するステップにおいて番組終了時間に到達したと判断された場合(S23のはい)には、視聴終了へと移行する(S29)。

[0095] なお、テレビ視聴中に電子メールの着信をテレビ画面と同時に表示する場合においては、図15(a)に示すように発信者情報である発信者のメールアドレス等を表示する着信表示窓11の中に電子メールの返事を出す処理の指示を受け付ける電子メール返信指示部23を設け、テレビ視聴中に電子メールの着信があり、それが表示された状態において使用者により電子メールへの返信を行う場合は、電子メール返信指示部23に対してボタンの押下などにより指示を行うことによって、電子メールの返事

を入力する窓24を表示する構成とすることも可能である。また、この処理は実施例1～3または実施例5に記載したテレビ視聴中の着信表示時(図2、図5のS7、図12、図14のS25)にも適用可能である。

[0096] 以上のように構成した本発明の実施例6における電話装置においては、視聴予約機能について、予約設定した番組単位でテレビ視聴中の着信をテレビ画面と同時に表示するか否かを設定することができるという効果を奏する。また、テレビ視聴中に電子メールの着信がテレビ画面と同時に表示された場合に、必要に応じて使用者によって電子メールの返信処理が即座に行えるという効果を奏する。

[0097] 本発明を詳細にまた特定の実施態様を参照して説明したが、本発明の精神と範囲を逸脱することなく様々な変更や修正を加えることができることは当業者にとって明らかである。

[0098] 本出願は、2004年10月4日出願の日本特許出願(特願2004-291231)に基づくものであり、その内容はここに参照として取り込まれる。

請求の範囲

- [1] テレビ放送を受信するテレビ受信部と、電話通信を行う電話通信部と、電話の着信を検出し前記電話通信部を介して着信時に得られる発信者を特定するための発信者情報を検出する着信検出部と、発信者を特定するための発信者情報をあらかじめ電話帳情報として記憶する電話帳部と、前記テレビ受信部で受信したテレビ放送の内容を表示する表示部と、テレビ放送の内容を前記表示部に表示中に前記着信検出部により着信を検出した場合、前記着信検出部から得られた前記発信者情報と前記電話帳情報とを対比して、前記発信者情報と前記電話帳情報とが一致した時には前記表示部に前記テレビ放送の内容と前記発信者情報または前記電話帳情報とを同時に表示し、一致しない時には前記発信者情報または前記電話帳情報を表示しないよう制御する着信表示制御部とを備えた電話装置。
- [2] テレビ放送を受信するテレビ受信部と、電話通信を行う電話通信部と、電話の着信を検出し前記電話通信部を介して着信時に得られる発信者を特定するための発信者情報を検出する着信検出部と、発信者を特定するための発信者情報をあらかじめ電話帳情報として記憶する電話帳部と、前記テレビ受信部で受信したテレビ放送の内容を表示する表示部と、テレビ放送の内容を前記表示部に表示中に前記着信検出部により着信を検出した場合に前記テレビ放送の内容と前記発信者情報または前記電話帳情報とを同時に前記表示部に表示するか否かを前記電話帳部の前記電話帳情報毎に設定する着信表示可否情報と、テレビ放送の内容を前記表示部に表示中に前記着信検出部により着信を検出した場合、前記着信検出部から得られた前記発信者情報と前記電話帳情報とを対比して、前記発信者情報と前記電話帳情報とが一致し、この電話帳情報に設定された前記着信表示可否情報が可と設定されている時には前記表示部に前記テレビ放送の内容と前記発信者情報または前記電話帳情報とを同時に表示し、否と設定されている時には前記発信者情報または前記電話帳情報を表示しないよう制御する着信表示制御部とを備えた電話装置。
- [3] テレビ放送を受信するテレビ受信部と、電話通信を行う電話通信部と、電話の着信を検出し前記電話通信部を介して着信時に得られる発信者を特定するための発信者情報を検出する着信検出部と、発信者を特定するための発信者情報を個々の前記

発信者情報の少なくとも一つを含むグループとしてあらかじめ電話帳情報として記憶する電話帳部と、前記テレビ受信部で受信したテレビ放送の内容を表示する表示部と、テレビ放送の内容を前記表示部に表示中に前記着信検出部により着信を検出した場合に前記テレビ放送の内容と前記発信者情報または前記電話帳情報とを同時に前記表示部に表示するか否かを前記電話帳部の前記グループ毎に設定する着信表示可否情報と、テレビ放送の内容を前記表示部に表示中に前記着信検出部により着信を検出した場合、前記着信検出部から得られた前記発信者情報と前記電話帳情報とを対比して、前記発信者情報と前記電話帳情報とが一致し、この電話帳情報に属する前記グループに設定された前記着信表示可否情報が可と設定されている時には前記表示部に前記テレビ放送の内容と前記発信者情報または前記電話帳情報とを同時に表示し、否と設定されている時には前記発信者情報または前記電話帳情報を表示しないよう制御する着信表示制御部とを備えた電話装置。

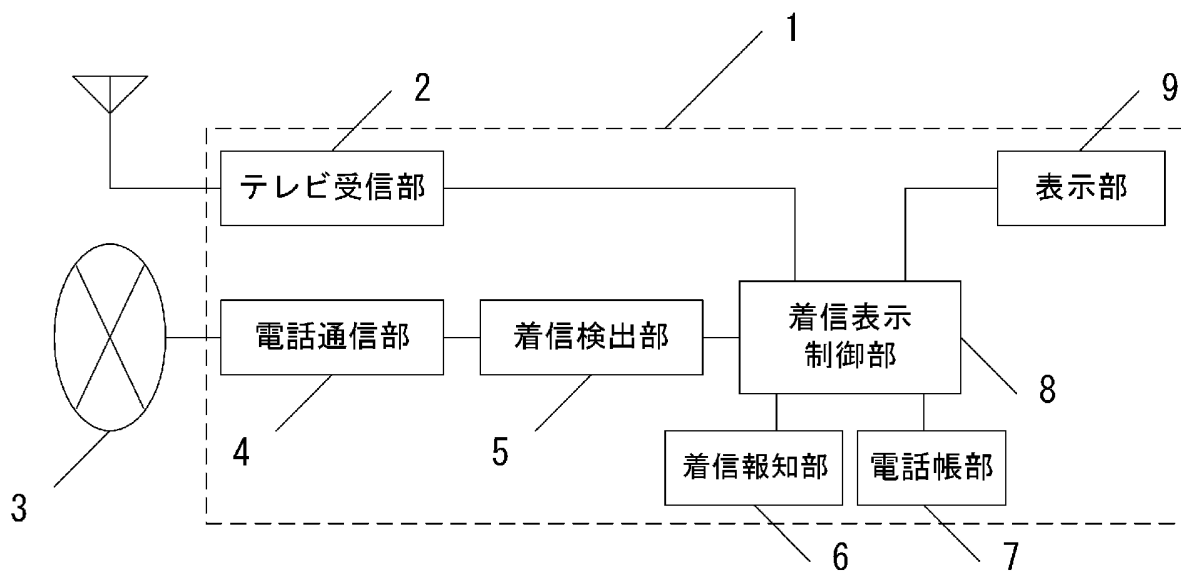
- [4] テレビ放送を受信するテレビ受信部と、前記テレビ受信部で受信したテレビ放送の内容を表示する表示部と、少なくともテレビ番組の終了時刻を取得する番組情報取得部と、電話通信を行う電話通信部と、電話の着信を検出し前記電話通信部を介して着信時に得られる発信者を特定するための発信者情報を検出する着信検出部と、発信者を特定するための発信者情報をあらかじめ電話帳情報として記憶する電話帳部と、前記着信検出部で検出された発信者情報の履歴を記憶する着信履歴記憶部と、現在時刻を取得する時計部と、前記テレビ番組の終了時刻と前記時計部から得られる現在時刻とを比較し前記現在時刻が前記終了時刻と一致または前記現在時刻が前記終了時刻を経過した場合に前記着信履歴記憶部に記憶された前記発信者情報の履歴を前記表示部に表示するよう制御する着信表示制御部とを備えた電話装置。
- [5] 前記番組情報取得部は少なくともテレビ番組の開示時刻と終了時刻とを取得し、前記着信表示制御部は前記テレビ番組の終了時刻と前記時計部から得られる現在時刻とを比較し前記現在時刻が前記終了時刻と一致または前記現在時刻が前記終了時刻を経過した場合に前記着信履歴記憶部に記憶された前記テレビ番組の開始時刻から終了時刻の間の前記着信検出部で検出された発信者情報の履歴を前記表

- 示部に表示するよう制御する請求項4記載の電話装置。
- [6] 前記着信表示制御部は使用者により選択された一つのテレビ番組の視聴時間があらかじめ定められた時間以上に連続して視聴が継続した場合に前記テレビ番組の終了時刻と前記時計部から得られる現在時刻とを比較し前記現在時刻が前記終了時刻と一致または前記現在時刻が前記終了時刻を経過した時に前記着信履歴記憶部に記憶された前記テレビ番組の開始時刻から終了時刻の間の前記着信検出部で検出された発信者情報の履歴を前記表示部に表示するよう制御する請求項4または5記載の電話装置。
- [7] 前記着信表示制御部は前記発信者情報の履歴を表示する場合に電話の着信と電子メールの着信とを混在して表示し、使用者の指示により一つの前記発信者情報を選択可能にし、電話の着信を選択し確定した時には前記発信者情報に基づく電話の発信処理を行い、電子メールの着信を選択し確定した時には前記発信者情報に基づく電子メールへの返信処理を行うよう制御する請求項4、5または6記載の電話装置。
- [8] テレビ放送を受信するテレビ受信部と、少なくとも視聴中のテレビ番組の種別を取得する番組情報取得部と、電話通信を行う電話通信部と、電話の着信を検出し前記電話通信部を介して着信時に得られる発信者を特定するための発信者情報を検出する着信検出部と、発信者を特定するための発信者情報をあらかじめ電話帳情報として記憶する電話帳部と、前記テレビ受信部で受信したテレビ放送の内容を表示する表示部と、テレビ放送の内容を前記表示部に表示中に前記着信検出部により着信を検出した場合に前記テレビ放送の内容と前記発信者情報または前記電話帳情報とを同時に前記表示部に表示するか否かの着信表示可否情報を前記テレビ番組の種別毎に設定する番組種別着信可否記憶部と、テレビ放送の内容を前記表示部に表示中に前記着信検出部により着信を検出した場合、前記番組情報取得部から得られた前記テレビ番組の種別と前記番組種別着信可否記憶部に記憶された前記テレビ番組の種別とが一致するものに設定された前記着信表示可否情報が可と設定されている時には前記テレビ放送の内容と前記発信者情報または前記電話帳情報とを同時に前記表示部に表示し、否と設定されている時には前記発信者情報または前

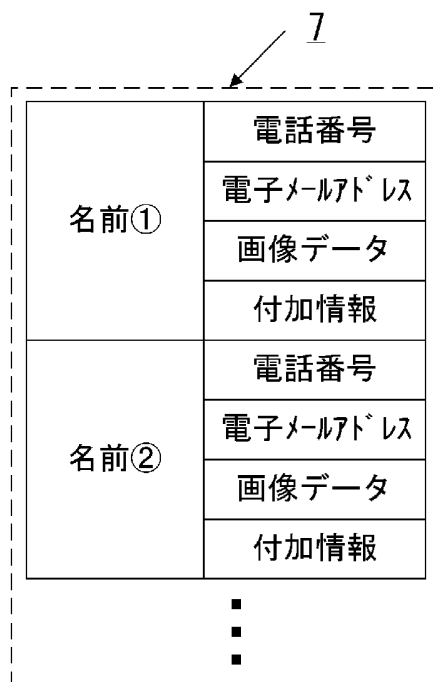
- 記電話帳情報を表示しないよう制御する着信表示制御部とを備えた電話装置。
- [9] 前記番組情報取得部は少なくともテレビ番組の番組名を取得し、前記番組名に基づいて前記テレビ番組の種別を特定するよう制御する請求項8記載の電話装置。
- [10] テレビ放送を受信するテレビ受信部と、電話通信を行う電話通信部と、電話の着信を検出し前記電話通信部を介して着信時に得られる発信者を特定するための発信者情報を検出する着信検出部と、発信者を特定するための発信者情報をあらかじめ電話帳情報として記憶する電話帳部と、前記テレビ受信部で受信したテレビ放送の内容を表示する表示部と、テレビ番組の視聴を予約するための当該視聴予約の対象となるテレビ番組の少なくとも開始時刻と終了時刻とテレビ放送の内容を前記表示部に表示中に前記着信検出部により着信を検出した場合に前記テレビ放送の内容と前記発信者情報または前記電話帳情報とを同時に前記表示部に表示するか否かを前記視聴予約の対象となるテレビ番組毎に設定する着信表示可否情報とを記憶する視聴予約部と、現在時刻を取得する時計部と、テレビ放送の内容を前記表示部に表示中に前記着信検出部により着信を検出した前記現在時刻が前記視聴予約された前記開始時刻と前記終了時刻の間にある場合、前記表示部に前記テレビ放送の内容と前記発信者情報または前記電話帳情報とを同時に表示するか否かを前記視聴予約部の前記着信表示可否情報を参照して、この着信表示可否情報が可と設定されている時には前記表示部に前記テレビ放送の内容と前記発信者情報または前記電話帳情報とを同時に表示し、否と設定されている時には前記発信者情報または前記電話帳情報を表示しないよう制御する着信表示制御部とを備えた電話装置。
- [11] 前記着信表示制御部は表示する前記発信者情報または前記電話帳情報が電子メールの着信に基づくものである場合、前記着信表示可否情報により前記表示部に前記テレビ放送の内容と前記発信者情報または前記電話帳情報とを同時に表示すると判断された時に当該電子メールの前記発信者情報または前記電話帳情報に加えて、前記当該電子メールの本文の冒頭からあらかじめ定められた文字数分を表示するよう制御する請求項1、2、3、8、9または10記載の電話装置。
- [12] 前記着信表示制御部は表示する前記発信者情報または前記電話帳情報が電子メールの着信に基づくものである場合、前記発信者情報または前記電話帳情報の表

示中に使用者の指示により表示中の当該発信者情報または当該電話帳情報への当該電子メールの返信処理を行うよう制御する電子メール返信指示部を備えた請求項1、2、3、8、9、10または11記載の電話装置。

[図1]

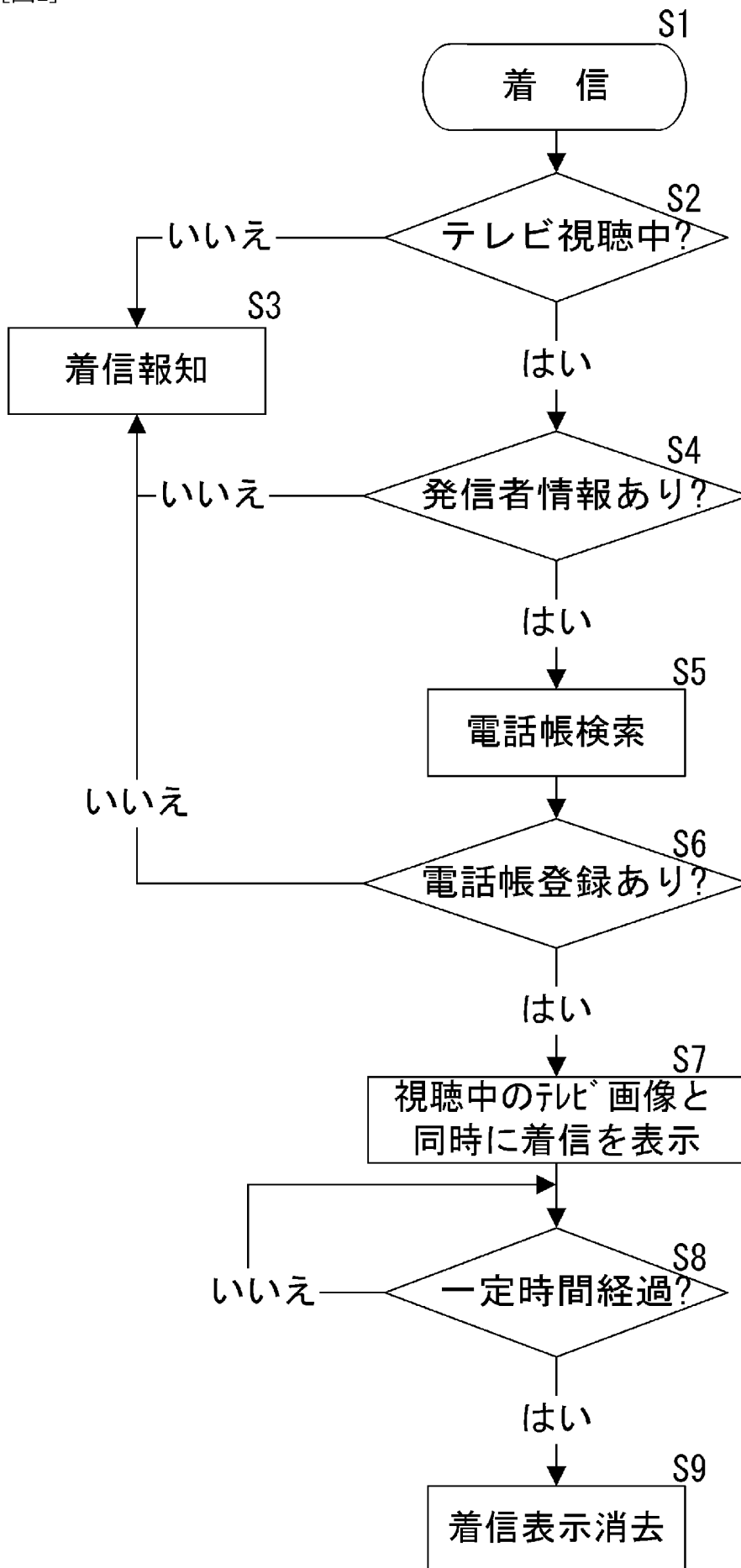


(a)

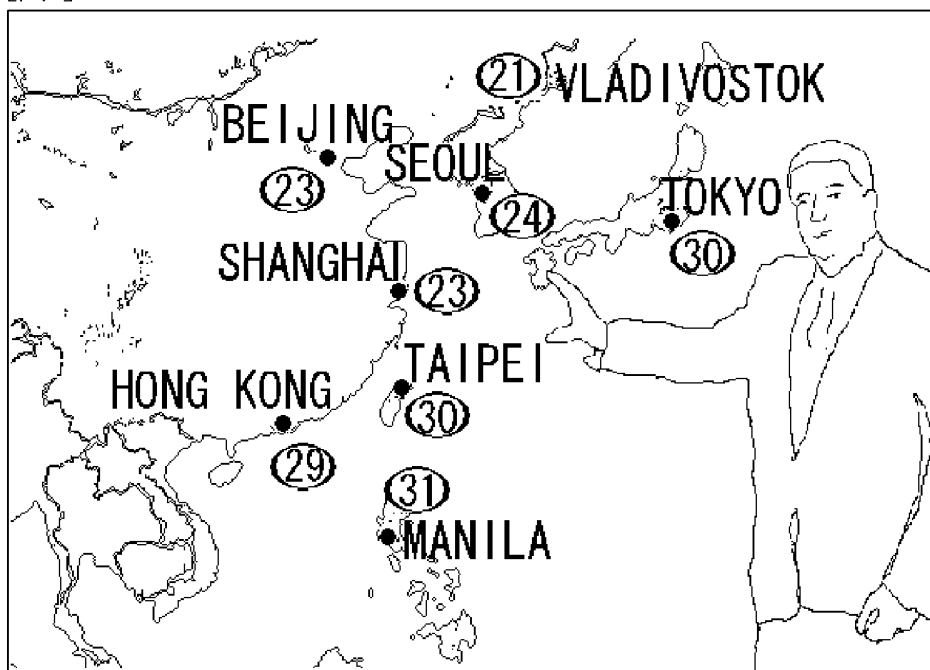


(b)

[図2]

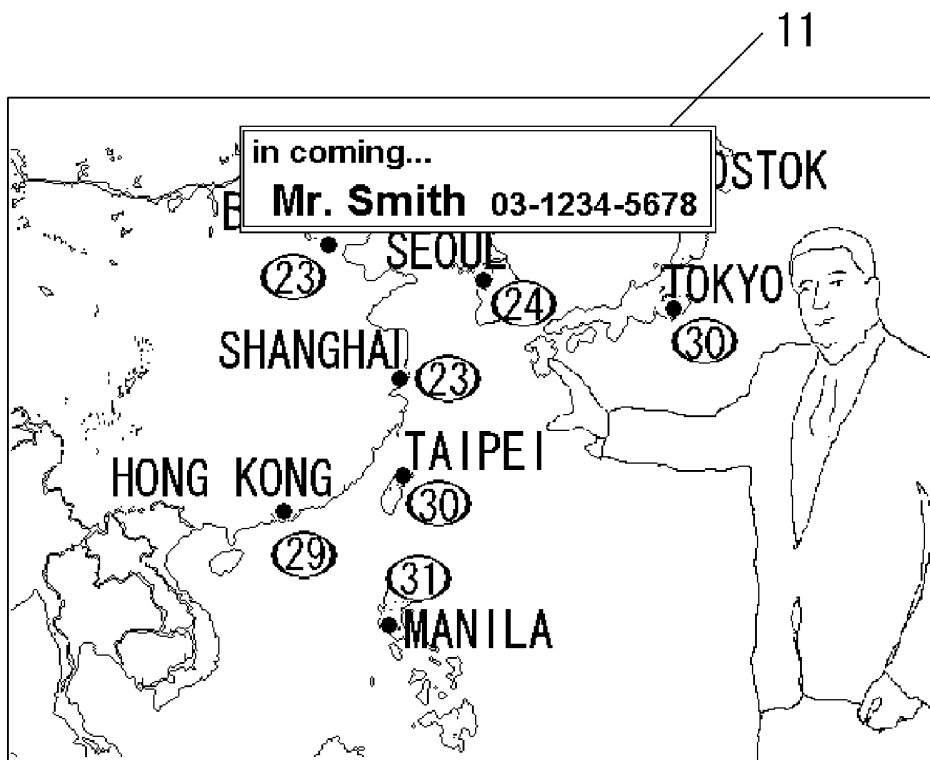


[図3]



(a)

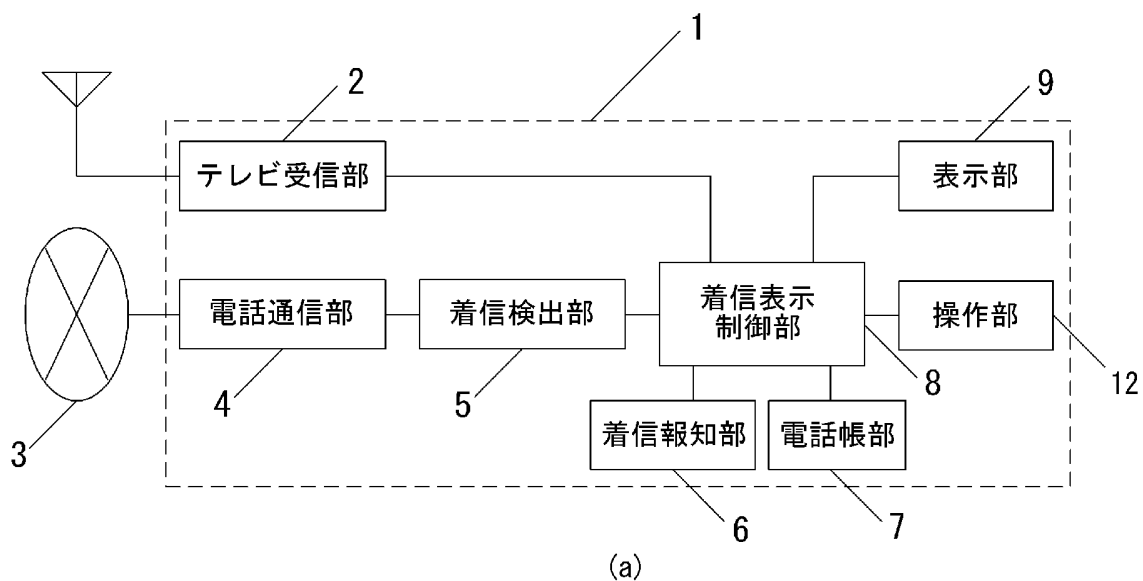
10



(b)

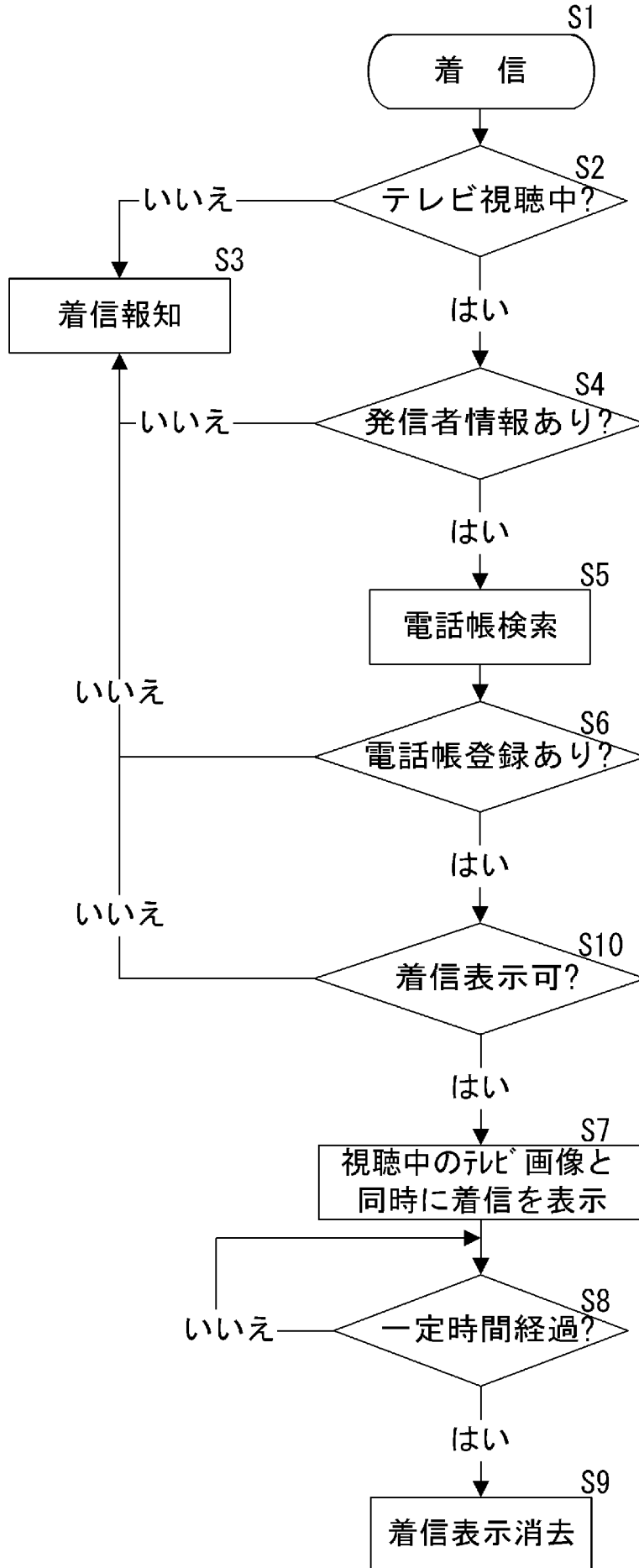
10

[図4]

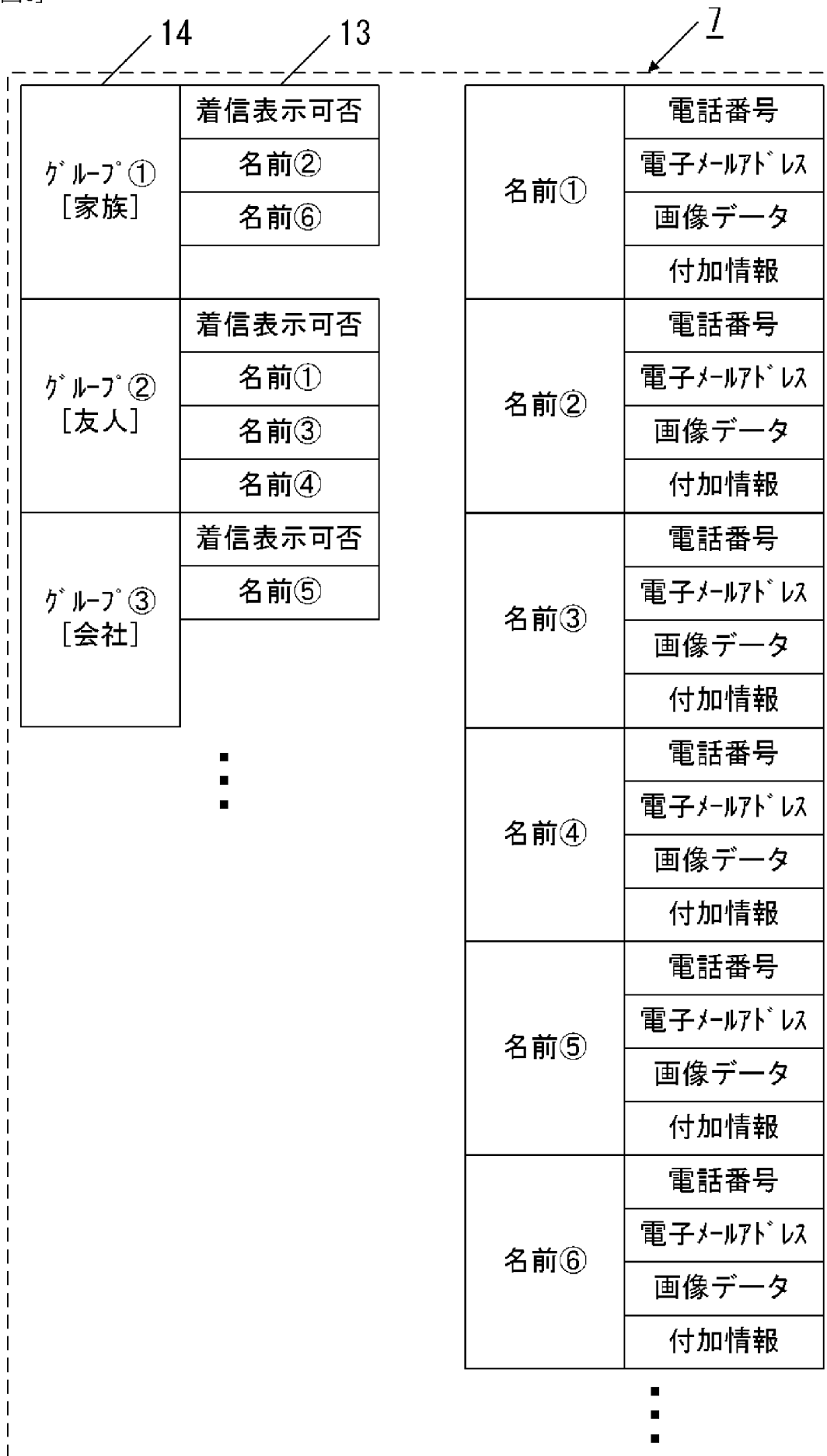


名前①	電話番号	着信表示可否
	電子メールアドレス	
	画像データ	
	付加情報	
名前②	電話番号	着信表示可否
	電子メールアドレス	
	画像データ	
	付加情報	
⋮		

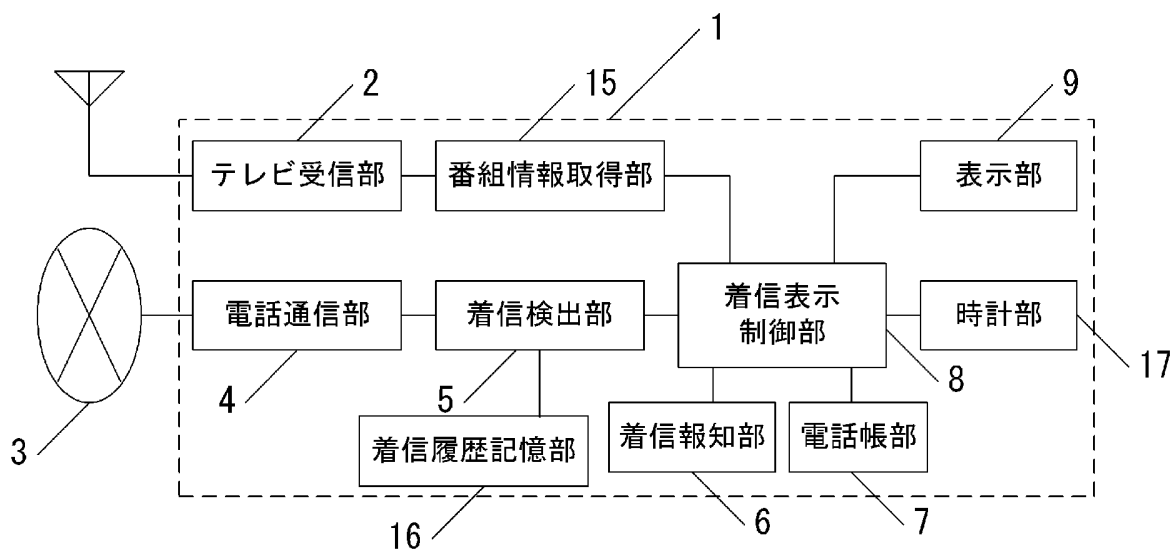
(b)



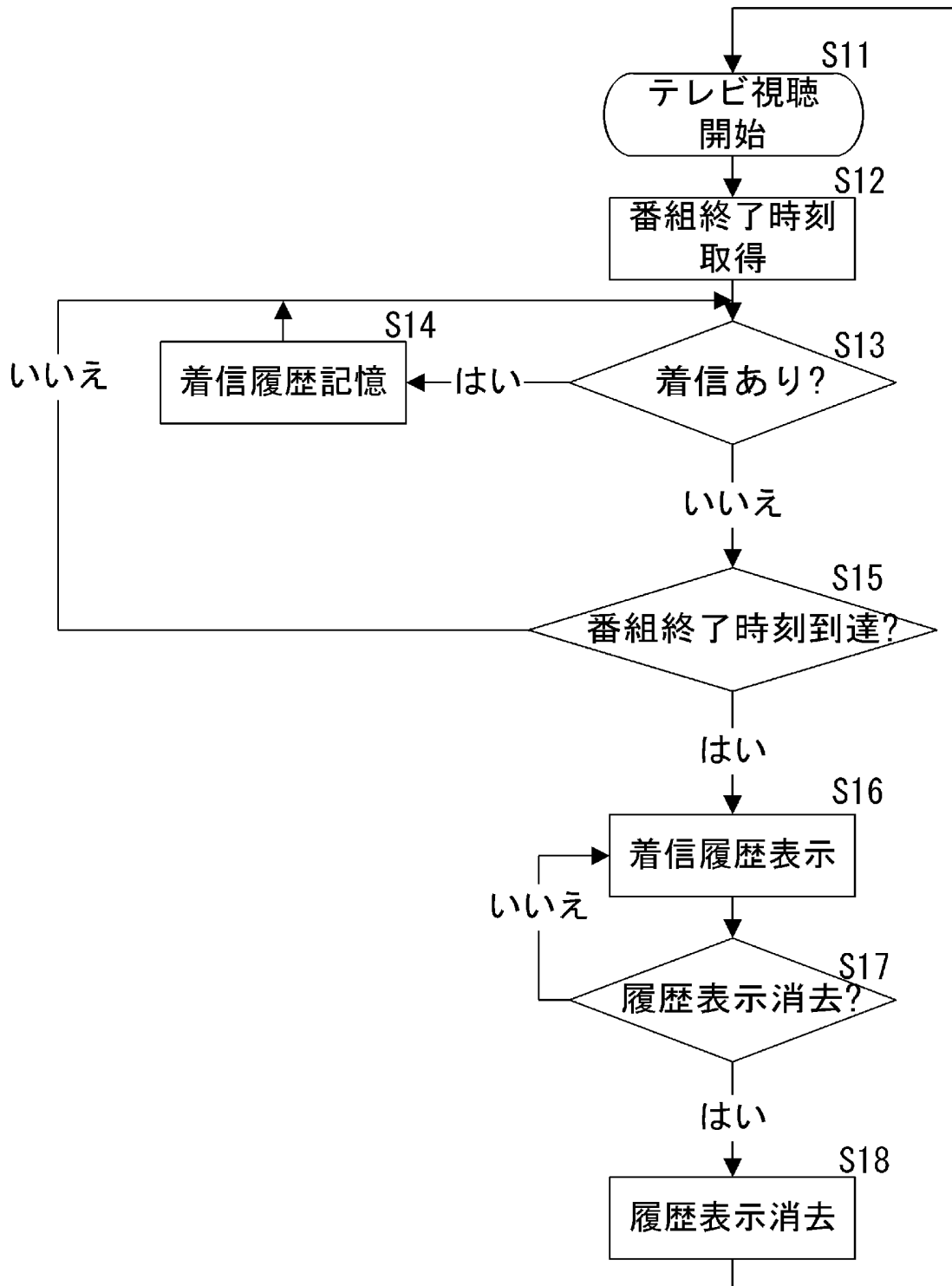
[図6]



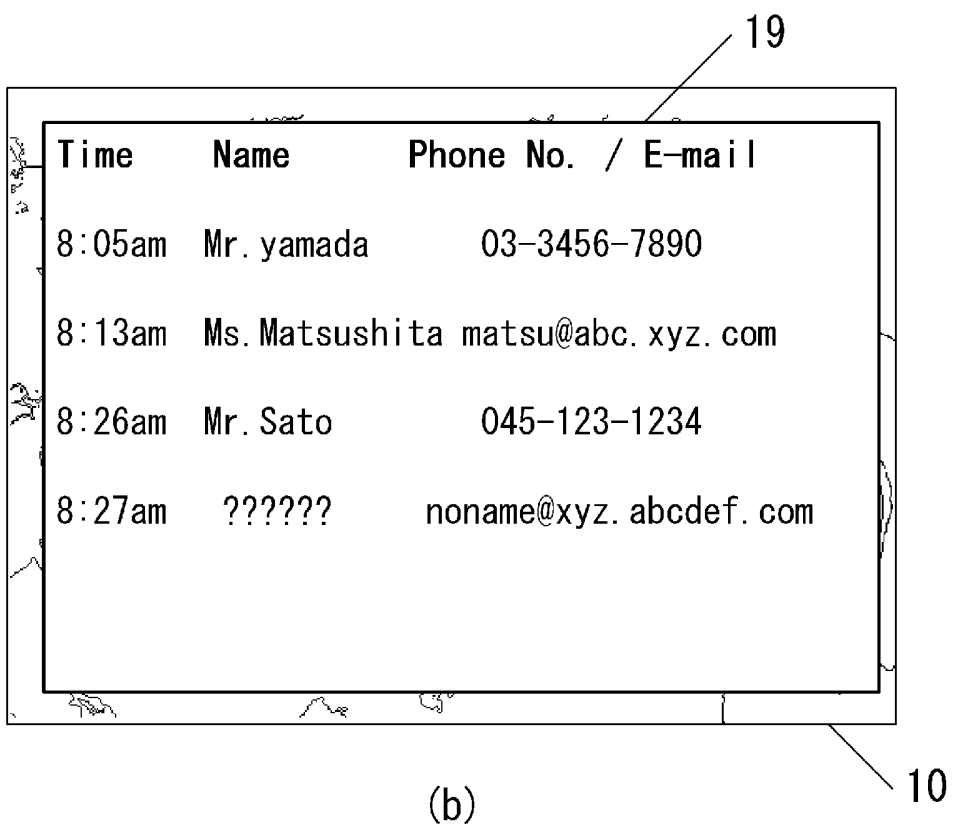
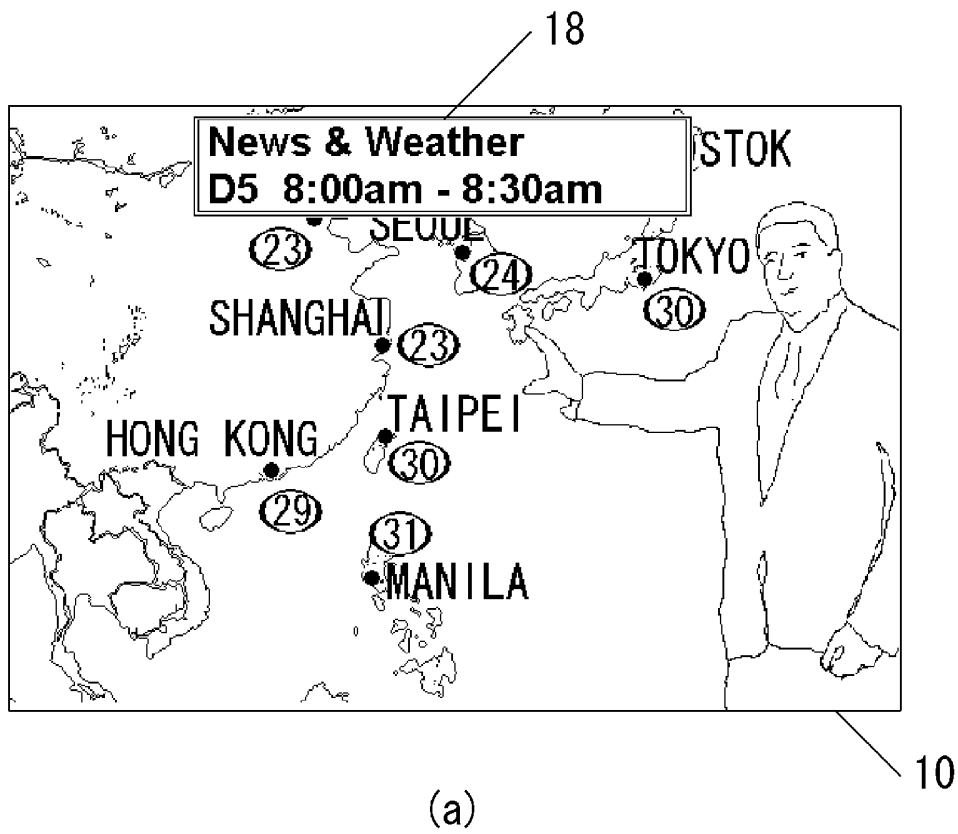
[図7]



[図8]



[図9]



[図]10

19

Time	Name	Phone No. / E-mail
8:05am	Mr. yamada	03-3456-7890
8:13am	Ms. Matsushita	matsu@abc.xyz.com
8:26am	Mr. Sato	045-123-1234
8:27am	??????	noname@xyz.abcdef.com

(a) 10

19

Time	Name	Phone No. / E-mail
8:05am	Mr. yamada	03-3456-7890
8:13am	Ms. Matsushita	matsu@abc.xyz.com
8:26am	Mr. Sato	045-123-1234
8:27am	??????	noname@xyz.abcdef.com

(b) 10

[図11]

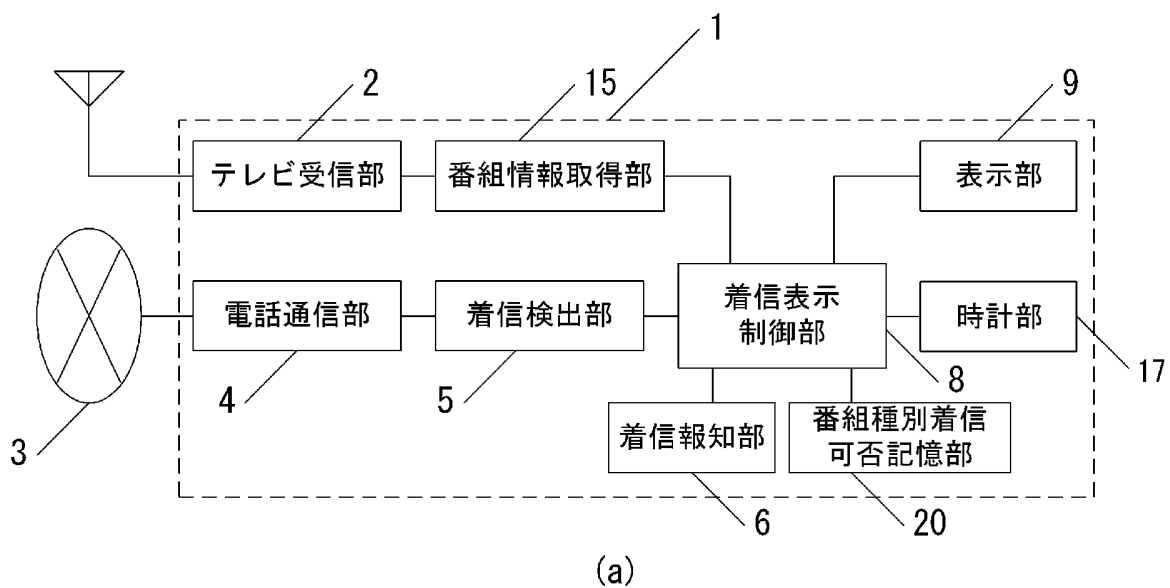
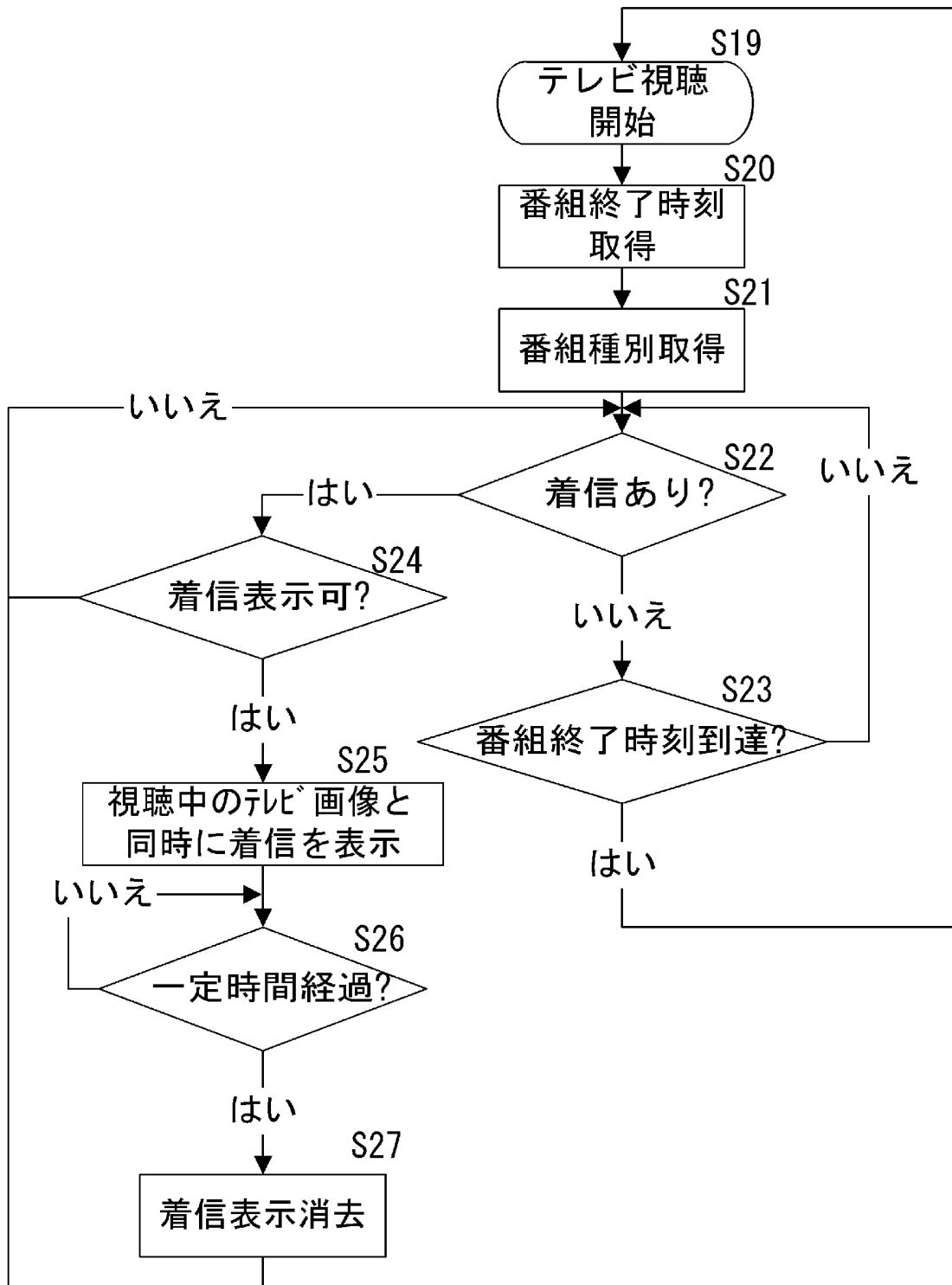


Figure 11(b) shows a table (20) representing the program-type call permission/disallowance memory section. The table lists program types and their corresponding call display permissions.

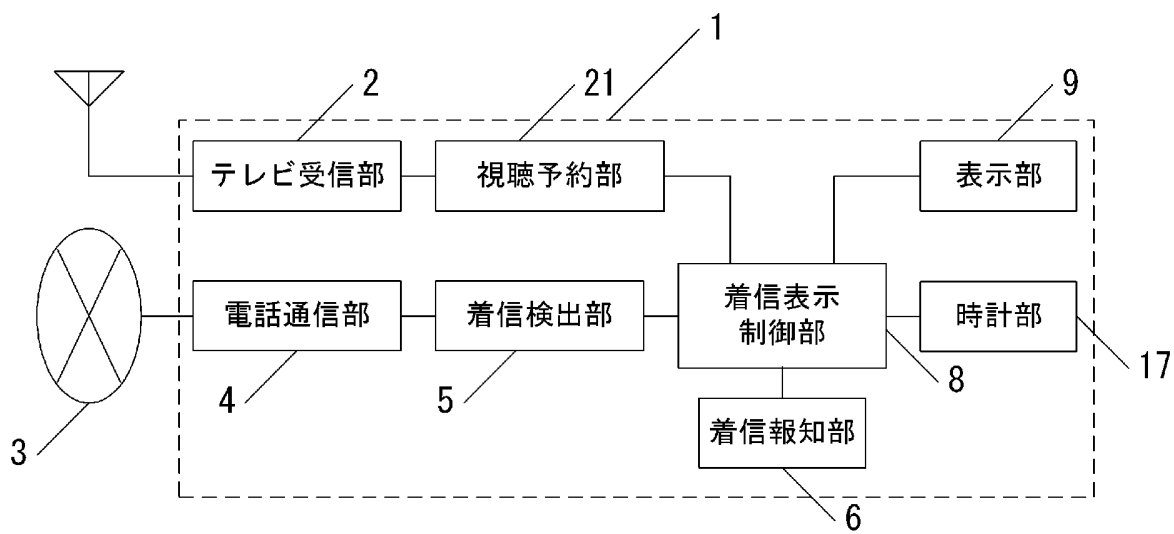
スポーツ	着信表示可否
映画	着信表示可否
ドラマ	着信表示可否
ニュース	着信表示可否
⋮	

(b)

[図12]



[図13]

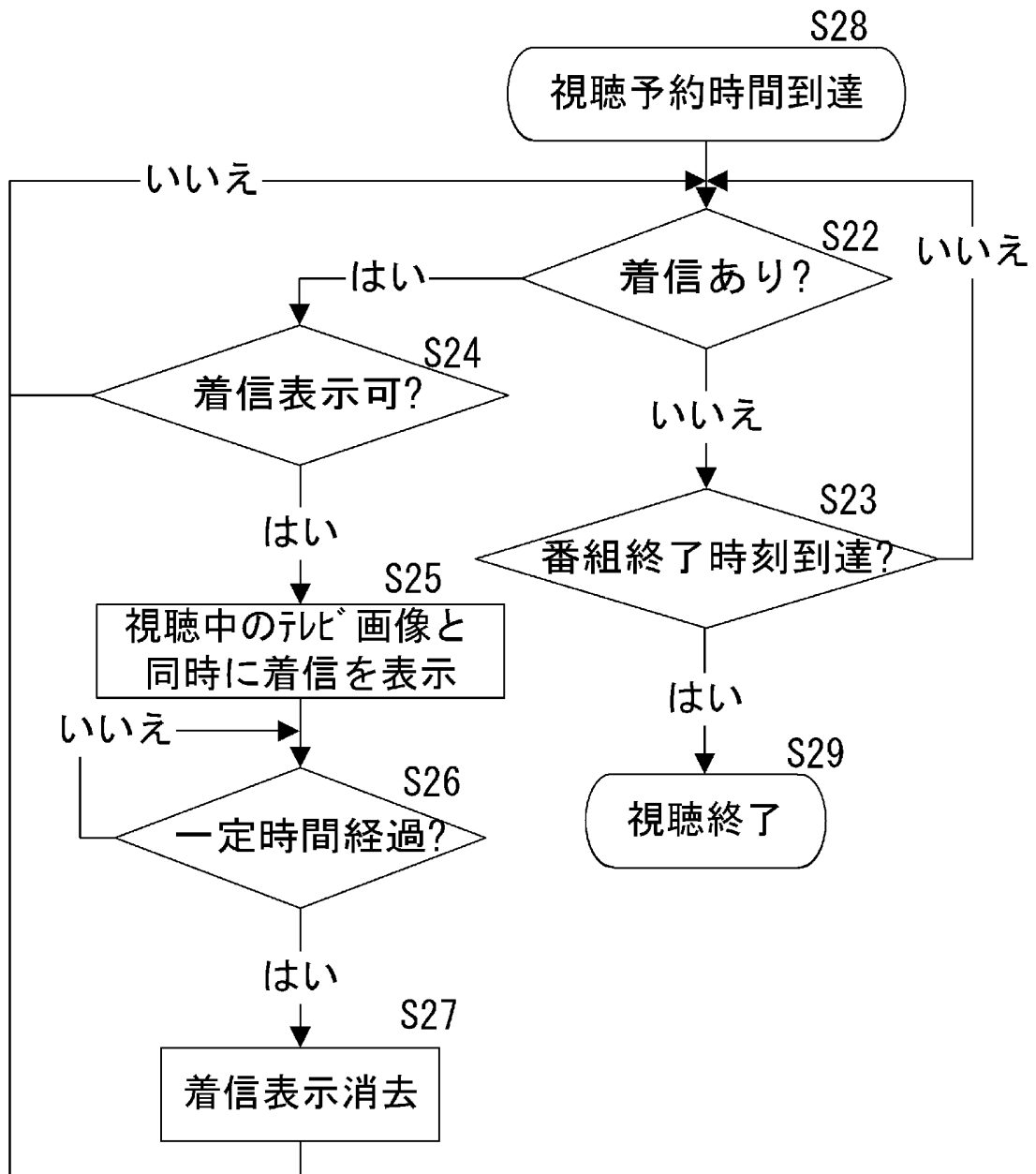


(a)

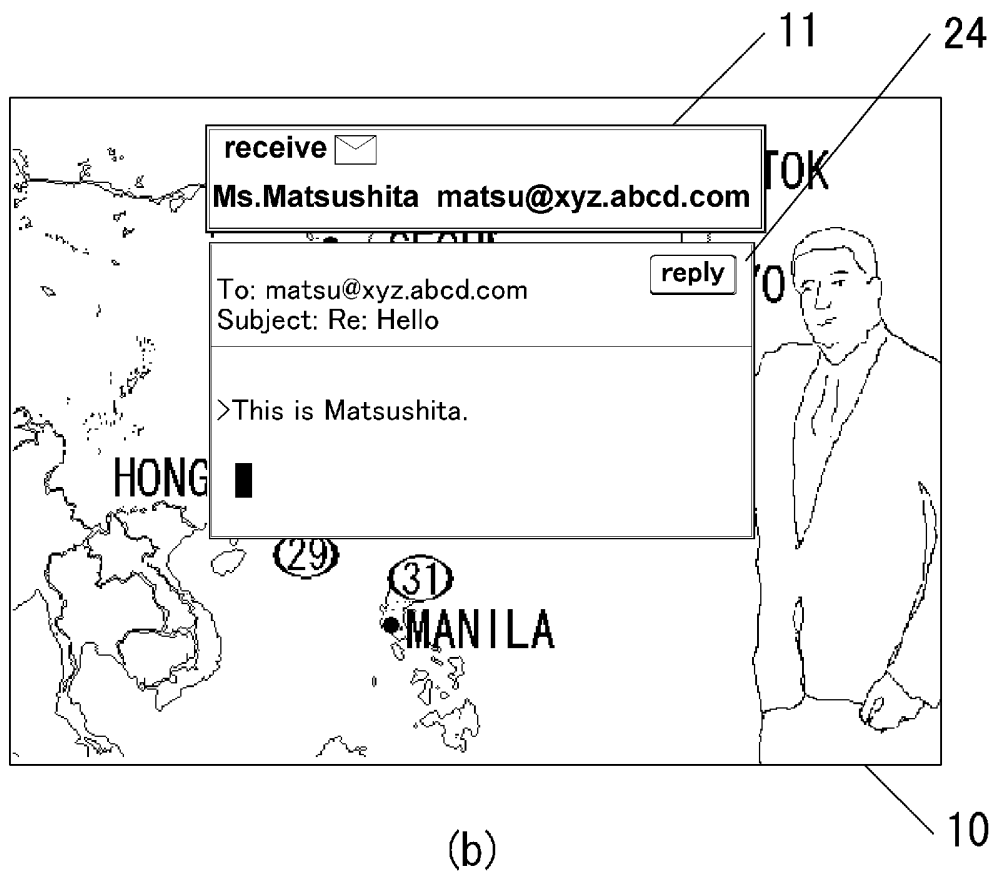
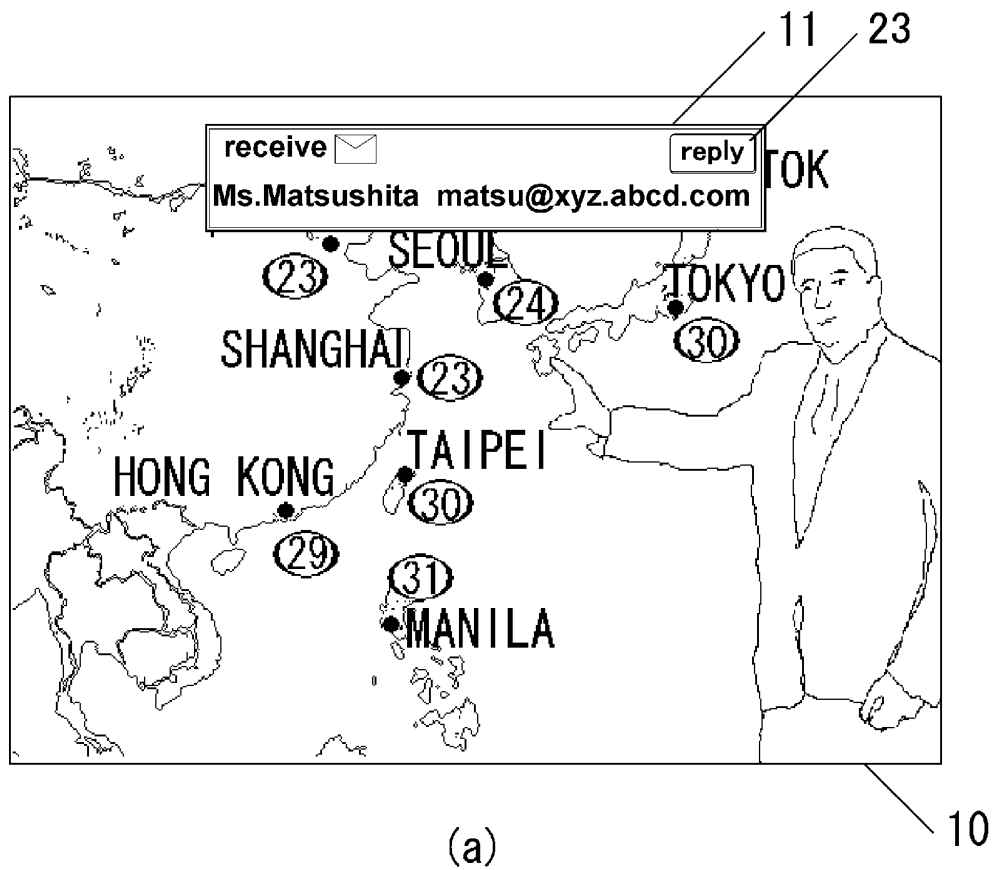
①	開始時刻	着信表示可否
	終了時刻	
	チャンネル番号	
	付加情報	
②	開始時刻	着信表示可否
	終了時刻	
	チャンネル番号	
	付加情報	
⋮		

(b)

[図14]



[図15]



[図16]

(a)

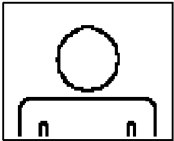
電話です。
03-1111-2222

(b)

日立さんから電話です。
03-1111-2222

(c)

電話です。
03-1111-2222



(d)

1/12 AM10:00 03-1111-2222
1/12 AM10:40 03-2222-3333

⋮ ⋮ ⋮

(e)

▶ 1/12 AM10:00 03-1111-2222
1/12 AM10:40 03-2222-3333

⋮ ⋮ ⋮

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2005/018288

A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER HO4M/1/57 (2006.01), HO4M1/00 (2006.01), HO4M11/00 (2006.01), HO4N5/445 (2006.01), HO4N7/14 (2006.01)		
According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED		
Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) HO4M1/57 (2006.01), HO4M1/00 (2006.01), HO4M11/00 (2006.01), HO4N5/445 (2006.01), HO4N7/14 (2006.01)		
Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched Jitsuyo Shinan Koho 1922-1996 Jitsuyo Shinan Toroku Koho 1996-2006 Kokai Jitsuyo Shinan Koho 1971-2006 Toroku Jitsuyo Shinan Koho 1994-2006		
Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used)		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
P,X	JP 2005-057699 A (Sanyo Electric Co., Ltd.), 03 March, 2005 (03.03.05), Full text; all drawings (Family: none)	1,2
Y A	JP 07-030872 A (Casio Computer Co., Ltd.), 31 January, 1995 (31.01.95), Full text; all drawings (Family: none)	1-3 8-12
Y A	JP 2002-077323 A (Sony Corp.), 15 March, 2002 (15.03.02), Par. Nos. [0038] to [0041]; Fig. 6 (Family: none)	1-3 8-12
<input checked="" type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C.		<input type="checkbox"/> See patent family annex.
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed	"T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family	
Date of the actual completion of the international search 20 January, 2006 (20.01.06)	Date of mailing of the international search report 31 January, 2006 (31.01.06)	
Name and mailing address of the ISA/ Japanese Patent Office	Authorized officer	
Facsimile No.	Telephone No.	

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2005/018288

C (Continuation). DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT

Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
A	JP 2001-339648 A (Hitachi, Ltd.), 07 December, 2001 (07.12.01), Full text; all drawings (Family: none)	1-3, 8-12

INTERNATIONAL SEARCH REPORT

International application No.

PCT/JP2005/018288

Box No. II Observations where certain claims were found unsearchable (Continuation of item 2 of first sheet)

This international search report has not been established in respect of certain claims under Article 17(2)(a) for the following reasons:

1. Claims Nos.:
because they relate to subject matter not required to be searched by this Authority, namely:

2. Claims Nos.:
because they relate to parts of the international application that do not comply with the prescribed requirements to such an extent that no meaningful international search can be carried out, specifically:

3. Claims Nos.:
because they are dependent claims and are not drafted in accordance with the second and third sentences of Rule 6.4(a).

Box No. III Observations where unity of invention is lacking (Continuation of item 3 of first sheet)

This International Searching Authority found multiple inventions in this international application, as follows:

The inventions of claims 1-3, 8-12 have "a special technical feature" relating to "call arrival report in a television telephone. The inventions of claims 4-7 have "a special technical feature" relating to "a call arrival history display in the television telephone." There is no technical relationship among those inventions involving one or more of the same or corresponding special technical feature. Accordingly, the inventions are not so linked as to form a single general inventive concept.

1. As all required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers all searchable claims.
2. As all searchable claims could be searched without effort justifying an additional fee, this Authority did not invite payment of any additional fee.
3. As only some of the required additional search fees were timely paid by the applicant, this international search report covers only those claims for which fees were paid, specifically claims Nos.:

4. No required additional search fees were timely paid by the applicant. Consequently, this international search report is restricted to the invention first mentioned in the claims; it is covered by claims Nos.: 1-3, 8-12

Remark on Protest
the

- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest and, where applicable, payment of a protest fee..
- The additional search fees were accompanied by the applicant's protest but the applicable protest fee was not paid within the time limit specified in the invitation.
- No protest accompanied the payment of additional search fees.

A. 発明の属する分野の分類 (国際特許分類 (IPC))
 Int.Cl. H04M1/57(2006.01), H04M1/00(2006.01), H04M11/00(2006.01), H04N5/445(2006.01), H04N7/14(2006.01)

B. 調査を行った分野
 調査を行った最小限資料 (国際特許分類 (IPC))
 Int.Cl. H04M1/57(2006.01), H04M1/00(2006.01), H04M11/00(2006.01), H04N5/445(2006.01), H04N7/14(2006.01)

最小限資料以外の資料で調査を行った分野に含まれるもの

日本国実用新案公報	1922-1996年
日本国公開実用新案公報	1971-2006年
日本国実用新案登録公報	1996-2006年
日本国登録実用新案公報	1994-2006年

国際調査で使用した電子データベース (データベースの名称、調査に使用した用語)

C. 関連すると認められる文献

引用文献の カテゴリー*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
P, X	JP 2005-057699 A (三洋電機株式会社) 2005.03.03 全文、全図 (ファミリーなし)	1, 2
Y A	JP 07-030872 A (カシオ計算機株式会社) 1995.01.31 全文、全 図 (ファミリーなし)	1-3 8-12
Y A	JP 2002-077323 A (ソニー株式会社) 2002.03.15 段落38-4 1、図6 (ファミリーなし)	1-3 8-12

C欄の続きにも文献が列挙されている。 パテントファミリーに関する別紙を参照。

* 引用文献のカテゴリー	の日の後に公表された文献
「A」 特に関連のある文献ではなく、一般的技術水準を示すもの	「T」 国際出願日又は優先日後に公表された文献であって出願と矛盾するものではなく、発明の原理又は理論の理解のために引用するもの
「E」 国際出願日前の出願または特許であるが、国際出願日以後に公表されたもの	「X」 特に関連のある文献であって、当該文献のみで発明の新規性又は進歩性がないと考えられるもの
「L」 優先権主張に疑義を提起する文献又は他の文献の発行日若しくは他の特別な理由を確立するために引用する文献 (理由を付す)	「Y」 特に関連のある文献であって、当該文献と他の1以上の文献との、当業者にとって自明である組合せによって進歩性がないと考えられるもの
「O」 口頭による開示、使用、展示等に言及する文献	「&」 同一パテントファミリー文献
「P」 国際出願日前で、かつ優先権の主張の基礎となる出願	

国際調査を完了した日 20.01.2006	国際調査報告の発送日 31.01.2006
--------------------------	--------------------------

国際調査機関の名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 西脇 博志 電話番号 03-3581-1101 内線 3526	5G 8832
---	--	---------

C (続き) . 関連すると認められる文献		
引用文献の カテゴリ*	引用文献名 及び一部の箇所が関連するときは、その関連する箇所の表示	関連する 請求の範囲の番号
A	JP 2001-339648 A (株式会社日立製作所) 2001.12.07 全文、全 図 (ファミリーなし)	1-3, 8-12

第Ⅱ欄 請求の範囲の一部の調査ができないときの意見（第1ページの2の続き）

法第8条第3項（PCT17条(2)(a)）の規定により、この国際調査報告は次の理由により請求の範囲の一部について作成しなかった。

1. 請求の範囲 _____ は、この国際調査機関が調査をすることを要しない対象に係るものである。つまり、

2. 請求の範囲 _____ は、有意義な国際調査をすることができる程度まで所定の要件を満たしていない国際出願の部分に係るものである。つまり、

3. 請求の範囲 _____ は、従属請求の範囲であってPCT規則6.4(a)の第2文及び第3文の規定に従って記載されていない。

第Ⅲ欄 発明の単一性が欠如しているときの意見（第1ページの3の続き）

次に述べるようにこの国際出願に二以上の発明があるところの国際調査機関は認めた。

請求の範囲1-3, 8-12に係る発明の「特別な技術的特徴」は「テレビ電話における着信報知」に関し、請求の範囲4-7に係る発明の「特別な技術的特徴」は「テレビ電話における着信履歴表示」に関するものである。これらの発明は、一又は二以上の同一又は対応する特別な技術的特徴を含む技術的な関係にないから、単一の一般的発明概念を形成するように連関しているものとは認められない。

1. 出願人が必要な追加調査手数料をすべて期間内に納付したので、この国際調査報告は、すべての調査可能な請求の範囲について作成した。
2. 追加調査手数料を要求するまでもなく、すべての調査可能な請求の範囲について調査することができたので、追加調査手数料の納付を求めなかった。
3. 出願人が必要な追加調査手数料を一部のみしか期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、手数料の納付のあった次の請求の範囲のみについて作成した。
4. 出願人が必要な追加調査手数料を期間内に納付しなかったため、この国際調査報告は、請求の範囲の最初に記載されている発明に係る次の請求の範囲について作成した。

請求の範囲 1-3, 8-12

追加調査手数料の異議の申立てに関する注意

- 追加調査手数料及び、該当する場合には、異議申立手数料の納付と共に、出願人から異議申立てがあった。
- 追加調査手数料の納付と共に出願人から異議申立てがあったが、異議申立手数料が納付命令書に示した期間内に支払われなかった。
- 追加調査手数料の納付を伴う異議申立てがなかった。